

令和7年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年6月16日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦博
環境課長	大八木 利武	保険年金課長	大網 久子
健康づくり課長	黒柳 雅弘	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	八馬 祥子	こども家庭課長	石橋 康司
高齢者福祉課長	椎名 隆	商工観光課長	金杉 高春
農水産課長	伊藤 弘行	建設課長	齊藤 孝一
都市整備課長	飯島 和則	会計管理者	戸葉 正和
消防長	常世田 昌也	上下水道課長	向後 哲浩
教育総務課長	飯島 正寛	生涯学習課長	江波戸 政和
スポーツ振興課長	林 甲明	監査委員局長	杉本 芳正
農業委員会事務局長	金谷 健二		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	菅 晃
------	-------	-------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 戸村ひとみ

○議長（飯嶋正利） 通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） おはようございます。戸村ひとみです。

今回私は、高齢者福祉の充実についてと、飯岡海岸減災林計画について伺います。

それでは早速、高齢者福祉の充実について始めます。

厚生労働省によりますと、去年1年間に国内で生まれた日本人の子ども数は68万6,061人となり、前年より4万1,227人減少しました。出生数が減少するのは9年連続で、1899年に統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回りました。出生数は、全ての都道府県で減少しています。また、1人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は去年1.15となり、これまでで最も低くなっています。

国立社会保障・人口問題研究所がおととし公表した将来予測では、日本人の出生数が68万人台になるのは2039年と推計していて、想定より15年ほど早く少子化が進行しています。日本人の出生数は、最も多かった第一次ベビーブーム期の1949年には269万人余りいましたが、そのときと比べると4分の1近くまで減少しています。そして、その第一次ベビーブーム期

に生まれた子ども、当時子どもですね、は、昨年生まれた子どもたちの約4倍。この方々が後期高齢者となられるわけです。

そこで、いわゆる2025年問題と言われる、この方々の高齢者福祉をどのようにして充実させ、問題を乗り越えていくか。そのための知恵を絞っていかなくてはならない。これが最大の課題なのです。

ということで、私は今回も、一般質問のたびにこの旭市の高齢者福祉の課題解決策、これについて聞いているんですが、今回もまた、この課題解決策を見つけ出すために質問いたします。

(1)です。高齢者の介護予防や健康維持において、高齢者が家から外に出ることが必要と考えます。そこで、生活に必要な施設や参加する行事への利便性のため、現在のコミュニティバスのルートの見直しを行う予定はあるか伺います。

一昨年、コミュニティバスのルート変更とバス料金の改定(100円から200円)がありました。今年度から5年間の総合戦略に基づいてルート変更していると思いますので、ルート変更は一昨年だったんですが、当然のことながら、今年度から始まる5年間の総合戦略、それに基づいて変更していると思いますので、どのような戦略に基づくものなのか教えてください。

この総合戦略では、どのように人口減少、少子高齢化を推計しているのか。高齢者の割合がどのように変遷すると推計しているのか、65歳以上と75歳以上で教えてください。

(2)です。コミュニティバスを高齢者がより利用しやすくなるようなサービス改善と、無償化への取り組みを伺います。利用しやすくなるようなサービスというのが、どういうものが考えられるか。例えばバス停の数を増やす。おうちから近いところにバス停があったらいいなということで、バス停の数を増やす。あるいはバス停に座って待つところを整備する。そして究極は無償化ですね。こういった検討がありましたか、教えてください。

無償化している自治体がございます。こちらをヒアリングのときに調べてくださいとお願いしておきました。どういった自治体が無償化していて、その自治体はどういう目的でコミュニティバスを無償化したか、そのところをお願いします。

(3)です。自動運転等、高齢者の移動手段を多様化するための取り組みを伺います。島田議員の一般質問の中にも、自動運転、このことがあったと思います。私は、高齢者の移動手段ということでお伺いしたいと思います。

まず、自動運転の視察に行かれているということでしたので、視察はどこに行かれて、行

かれた視察先で自動運転を見られて、旭市にどういう形で適用できるか、採用できるか。どのようにお考えかを教えてください。あと、採用するのが難しいとしたら、どういう課題があるのか、そのことを教えてください。あと、自動運転以外に高齢者の移動手段を多様化するための取り組み、これを教えてください。

次、飯岡海岸減災林についてです。

東日本大震災の津波の後、飯岡海岸には堤防が造られました。そして今年度、つい先日、4月27日に750メートルにわたる飯岡海岸減災林整備計画に着手しました。地域住民は、植樹祭の案内で初めてこの飯岡海岸減災林計画を知ったわけです。

減災林計画を立てたのは10年前、この計画のために10年前に植えた試験林は成長を続け、10年間伸び放題の鬱蒼とした林になっています。この鬱蒼とした試験林は、試験林であることを地域住民は誰一人として知らず、市民の話ですね。この防風林を市は何で手入れしないんだと、私のところにクレームが来ていたほどです。

4月27日の植樹祭に先立って、昨年暮れに市と千葉大学がこの鬱蒼とした林に調査に来て初めて、これが試験林だということがやっと私にも分かりました。私は、冬場のヤギの餌確保に鬱蒼とした林の枝の出っ張りを切りに行っていた。行っていたから分かったようなものの、私以外の地域住民はいまだに試験林と知っている方のほうが圧倒的に少ないと思います。

10年前に決めた飯岡減災林計画、これを、決めた10年後の今年度から5か年で実行するに当たり、市民への周知、市民意見の集約、パブリックコメントはどのように行いましたか、お答えください。

(2) です。海岸線の景観等の観点から、事業の見直しを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

実は明日、あさってで、この飯岡ビーチラインにロケ隊が参ります。皆さんご存じの番組なのでちょっとここで言うと何かなどは思うんですが、そのロケ隊が飯岡ビーチラインを選んだ理由。水平線が見える、建物の中から水平線が見える、ビーチラインが見える、広々とした空、そこでのロケということで選ばれたようです。

この飯岡ビーチラインの景観、これは旭市が持てるポテンシャルのとても大きな部分を占めると私は思っております。このビーチラインの景観等の観点から事業の見直しを検討すべきと考えますが、市長の見解をお願いいたします。

(3) 飯岡海岸減災林、この植樹に反対する旨の意見書を、市民の方が市長に直接手渡されております。この意見書に対して市長のご見解をお願いいたします。

以上1回目です。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容2の（3）海岸減災林に反対する旨の意見書に関して見解をお答え申し上げます。

頂いた意見書を拝読させていただきました。意見書では、植栽の管理や観光地としての景観の在り方など、旭の海を心から思っているということが伝わってまいりました。

意見書にございました試験植樹の管理状況については、現状を確認の上、速やかに対応することとし、今後整備する海岸減災林についても同様に、しっかりと管理してまいります。また、飯岡海岸はサーファーに人気のスポットでもありますので、減災林は一定区間ごとに管理用スペースを設けるなど、海岸を行き来できるよう配慮する予定でございます。

様々なご意見はあるとは思いますが、海岸減災林は市民の生命・財産を守る防災に関わる津波対策事業の一つでございます。昨今、南海トラフ地震などの巨大地震の発生も懸念されている中、より災害に強いまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、議員のご質問、1点目の高齢者福祉の充実、それから飯岡減災林について順次お答えいたします。質問がちょっと多岐にわたっておりますので、漏れ等がありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まずコミュニティバスのルートの見直しということでございます。

コミュニティバスのルートにつきましては、利用状況や市民アンケート等による要望のほか、公共施設の状況、それからJR、路線バスのダイヤ等を踏まえながら、これまでも見直しを行っております。具体的には、その路線の利用実績、利用者への影響度また運転手の労働時間も含めまして慎重に検討した上で、バス運行事業者との調整を行いまして、地域公共交通会議において協議を行った後、最終的に運輸局の承認により、路線の変更が認められることとなっております。

運行時間やルートなどの要望に全てお応えするというのは難しいところでございますので、今後もバスの利用実績などを踏まえながら適宜見直しを行い、利用者が使いやすい公共交通を目指していきたいと思っております。

それから高齢者の人口の関係かと思っております。65歳以上ということで、計画の中での推計に

はなりますけれども、令和12年には65歳から74歳までの方、これが7,996人、75歳から84歳までの方が8,242人、85歳以上になりますと3,340人というのが、推計にはなりますけれども出ております。

2点目です。無償化の状況ということでございます。

コミュニティバスの運賃で無償化している自治体ということでございます。県内で無償化している自治体は2団体ございます。全部で、県内では40自治体がコミュニティバスを運行しておりますが、無償化している団体は2団体でございます。

本市で基本運賃は200円ですけれども、未就学児は無料でありますし、また運転免許返納者、それから75歳以上の方、それから障害のある方、小学生については運賃を100円としております。200円になぜ上げたのかということでございますけれども、200円という金額、県内でも平均的な運賃でございますし、軽減制度も設けてございますので、運行経費の確保、それから受益者負担の公平性の観点から、運賃の無償化については現在のところは検討してございません。

それから3点目です。自動運転、それから高齢者の移動手段の多様化ということでございます。

自動運転の関係ですけれども、近隣では横芝光町が実証実験をしているということで、こちらの事業説明会に参加をして情報収集に努めております。この自動運転のバスの課題としましては、経費の問題が大きいのかなと捉えております。バス車両だけでなく、自動運転に必要な機材、こちらはかなり高額であることや、車ほど機器はやはり耐用年数が長くございませんので、今後、これらの課題がどう解決していくのかということを見据えながら、本市も自動運転の導入について検討していきたいと思っております。

それから、移動手段の多様化ということでございますが、コミュニティバス以外では、乗合型のタクシー、デマンド交通「きらりんタクシー」の利用を推奨しております。

続きまして、大きな2点目の飯岡減災林について、アンケート等やパブリックコメント等を行ったのかどうかということでございます。

減災林の整備につきましては、旭市復興計画の津波対策重点プロジェクトとして位置づけているものでございます。この復興計画策定時には、パブリックコメントを2回実施しております。その際には減災林の整備についていろいろなご意見をいただきましたけれども、その中では特に整備に反対するご意見等はございませんでした。

続きまして、景観の観点から事業を見直すべきと考えるということでございます。海岸減

災林の試験植樹エリアの管理状況ですね。これにつきましては、議員おっしゃるとおりこれまでもちょっと至らない点もございましたので、市としても、この管理については改善していくつもりでございます。具体的には、試験植樹エリアの枯れた松の伐採や、周辺の草取り、防草シートなどを設置するなど、継続的に管理していくこととしております。同様に、今後植樹を進める海岸減災林につきましても、景観等に配慮しながらしっかりと管理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっとお答えがなかった部分もあるので、2回目の中でお願いします。

総合戦略の中で人口推計ですね。年齢層、65歳から74歳、75歳からというので、令和12年には65歳から74歳が7,996人、75歳から、これ何歳まででしたっけ、書き取れていないんですけれども、8,242人。この推計って、前回の総合戦略のときとどのように変化していますか。つまり、出生数が、国のほうの、先ほど言いましたように出生数が70万人を切るというのが、それが15年ほど早く、推計したより15年ほど早く70万人を切ってしまったという現実があるわけですよ。そこのところで、当然のことながらお年寄りが割合として増えているわけですよ。

今回、その総合戦略を立てられる前に、先ほど言いましたようにコミュニティバスのほうもルート変更やら、金額が200円に上がったとか、それって前の総合戦略の中でのことだったのかなと思うわけですよ。決められたことなのかなと思うわけです。

今回、国のほうでも大きな方向転換を行ったというのが、課長、市長ももちろん新聞を読んでいらしてご存じだと思うんですけれども、地方創生の新基本構想、これが13日にもう本当、大転換として発表されましたよね。人口減を正面から受け止めるって。今までは少子化対策を、そっちにもう本当に一本やりといいましょうか、異次元の対策ということでやってきたのを、本当に大転換ですよ。少子化を受け止める、では、受け止めてどうするかということを考えるということで、政府のほうで地方創生の新基本構想を出しました。

つまり、何が言いたいかということ、もう少子化、これを受け止めた上で高齢者福祉のほうを充実していかないと、要するに介護保険料も上がる、市民の若い人への負担も増える。そういうことになってくるから、旭市としても、そこのところでのいわゆる総合戦略の中に、今年度から始まる総合戦略の中にですよ。そういった部分が入っているのではないかと思っ

て、それを立てるときには、前の推計した高齢者の数、割合と今回の総合戦略での高齢者の割合というのはどういうふうに捉えていらっしゃるか。当然のことながら、推計よりも私は増えていると思うんですよ、前の推計よりもね。そここのところをお答えください。

それで、先ほど公共施設の利用とかのあれを見てバスルートも決めたみたいなおことをおっしゃっていましたよね。実はユートピアセンターで、この春から住民票を取れることになりましたでしょう、住民票とかそういうサービスが受けられるようになりましたでしょう。実は、ユートピアセンターの前の路線というのは廃止されたんですよ。それで後ろの県道のあっちから歩いてくるしかないんですけれども、そのバス停があまりにも遠過ぎて、非常に利便性が悪い。これは市民の方からいろいろご意見を伺っております。

公共施設の利用頻度というんですか、そういうものを見てルートも決められたということであれば、何でそこで新たにルートから外したユートピアセンターをサービスが受けられるような場所にしたのかなという、こういう整合性のなさがちょっとどうなのかなと思います。

先ほど私は、無償化した団体の、地方公共団体の無償化したところの目的を教えてくださいと、当然のことながら、視察のときに無償化の目的は何ですかというのをちゃんと聞いていらっしゃると思います。例えば、先ほどおっしゃった小学生以下の子どもは無料という、それはもう当たり前ですよ、どこでもやっています。なので、子育て支援なのか、あるいは私が求めているのは高齢者福祉のほうですからね。どういう目的で無償化したのかという、そここのところを教えてください。

○議長（飯嶋正利） 無償化は2番目になります。

○4番（戸村ひとみ） そうか。ずっとこの後かなり重なってしまうので、2番目ですか。ちょっと待って。

○議長（飯嶋正利） 一つずつお願いします。

○4番（戸村ひとみ） この後1個ずつでしたっけ。

○議長（飯嶋正利） できれば一問一答という形で。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。すみません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 前回の総合戦略と今回の、第2期と第3期の人口推計の差ということのご質問かと思えます。高齢者ですね。

第2期総合戦略の際の65歳以上の方の推計値、令和12年度ですけれども、こちらが第2期

のときは35%、人口全体に占める65歳以上の割合が35%です。今回の第3期の総合戦略の令和12年のときの推計値ですね。65歳以上の人口推計、こちらも35%ですので、第2期のときと第3期のときでの65歳以上の推計値については変更はございません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。35%、65歳以上、2期も3期も変わらずということは、恐らく押しなべて、同じ割合で人口が減っているということなんですね。

つまり、ということは、公共施設のこれの答弁というのは、もう一回質問してそれで答弁してもらおうということですか。

○議長（飯嶋正利） ということになります。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。ではその辺の整合性、お答えください。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 先ほどの公共施設のということですよ。

○4番（戸村ひとみ） そうです。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） ユートピアセンターをなぜ通らなくなったのかという、その理由かなというご質問かと思えます。

令和2年度にルート見直しを行った際ですけれども、こちらの市民アンケート、それから乗車実績を基に運行ルートを決めたものでございます。飯岡地域なんですけれども、ちょっと乗降者数が少ないという実態と、それから路線バスで旭銚子線との運行ルートが、これが重なっている部分もあったということもありまして、ルート変更をしたものでございます。

あちらの海岸地域のルートですけれども、実績のときには、おおむね週に2人程度の乗車というところがありましたので、なかなかちょっと利用率が上がらないルートだったという実態がありましたので、ユートピアセンターのほうをちょっと外すような形になりました。

その後、いいおかユートピアセンターのほうで証明書等を発行するような場所になったわけですけれども、この辺はまた利用実態等を調べながら、この次のルート変更のときにはその実態をよく調査した上で検討したいと思えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、利用実績を鑑みてということだったんですけれども、では利用は上がりましたか、そのルート変更、そして金額変更から後。利用実績は増えましたか。

利用者は増えましたか。もし利用者の層が分かればお答えください。

○議長（飯嶋正利） 変更後のということでしょうか。

○4番（戸村ひとみ） そうです。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） すみません。手元にルート変更前の実績、そちらが、数字が手元にございませんで、分かりましたら後ほど。6年と5年の比較はあるんですけども、それはルート変更後の実績になってしまいますので。ただ、飯岡の地域のルートについては大きくルート変更してございます。今までは地域ごとに回っているような実態もありましたので、それを今回、飯岡地域は東西線という形で、飯岡の防衛庁から干潟駅のほうを通るまで、東西線という形になっていきますので、ちょっと単純に飯岡地域だけで比較できるかどうか分かりませんが……、すみません、一応手元に資料が届きましたのでご回答させていただきます。

ルート変更時の令和2年度の利用者数、これちょっと全体の数字にはなってしまいますけれども、利用者数は令和2年度が4万8,262人、それから令和6年度、これは速報値になりますけれども、5万6,973人ということで増になっているという状況でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 年齢層は分かりますかと聞いたんですけども。

○議長（飯嶋正利） 答弁漏れ。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） すみません。年齢別の統計はちょっと取っておりませんので、数字はちょっと分かりません。すみません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 何回目でしたっけ、これ。

○議長（飯嶋正利） 今度は次の質問に入ってください。

○4番（戸村ひとみ） では、無償化のことですね。無償化している、無料化というんですか。その自治体を調査されたときに、その自治体の無償化の目的は何だったか教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 無償化した自治体について、視察に行ったわけではございませんで、これは県の統計調査から取ったものでございます。ちょっと古い資料ではありますがけれども、令和5年3月末現在ですけれども、無料にしている自治体は神崎町と東庄町、この2町が無料化にしております。

視察に伺っているわけでありませので、無償化の理由については、ちょっと聞いておりません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 無料化の目的なんですけれども、私は高齢者福祉のために無料化されているところがあるのではないかなということで、それをちょっと旭市も検討されたらどうかということ、ちょっと調べてくださいって言ったんですが、無料化どうでしょうと聞きましたら、実はこの夏に、8月の1か月間、コミュニティバスを無料にするんですよというお話を聞いたんです。この目的が、夏休み中の子どもたちなど、これまでコミュニティバスを利用したことがない方に体験していただくことで、公共交通に対する理解を深めてもらう。また、旭市を訪れる観光客にもバスを利用していただき、観光振興を図る。8月の1か月間の影響額は約60万円を見込んでということなんです。

つまり、影響額の60万円ということは、60万円が入ってこないということなんですかね。括弧書きがあります。令和6年8月のバス利用者の運賃収入が60万円だから、その分が入ってこない。令和6年8月に乗った人たちがただで乗るということで、影響額が60万円ということだと思うんですが、こういう説明をいただいたんです。

この8月を1か月間無料にできるということが、私すごいなと思ったんですよ。そんなことができるんなら、お年寄りに関しては、ずっと無料にできるのではないかなと思うわけです。影響額60万円ですよ。若い人から観光客からみんな乗ったにして影響額、8月で60万円ですよ。それがお年寄りを無料にすることで、60万円とは言わず、私は少ない影響額ではないかなと思うんです。

先ほども言いましたように、国のほうで、地方創生の基本構想が大転換ということがありました。やはり、どうしてもこの少子化対策に一生懸命力を入れるだけでは、人口減少は止まらない。地方はもちろんのこと、高齢者の割合が非常に高いと。そういったときに、なるべく高齢者の方に要介護になってもらわないようにしないと、そこで、介護保険料にも、若い人にも、あとその65歳の人にももちろん影響がありますし、そういった意味では、行政が非常に負担を抱えなければいけないという状況になる。

そここのところを、国と同じように方向を、大転換とまではいかないですけども、ちょっとこれは市長に言ったほうがいいですよ。方向転換をちょっと考えていただいて、観光客用、子ども用だったら無料にできるどころ、1か月ですけどもね。それを高齢者の方を無料にして、その方々がいつまでも元気で外に出られて、行政の、市の負担が少なくなるような方向になるんなら、そっちのほうの転換を考えていただいたほうがいいのではないかなと思うんですけども、これちょっと市長、やればできると思うんですよ。

バスを走らせているルートで、走るの是一緒ですよ。同じところを走ってお年寄りだけ無料にする、そのことで何か特別な経費ってかかるんですかね。今現在1ルートに対してかかっている経費、それよりお年寄りを無料にするということで、何かほかに経費がかかりますか。教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今年8月、1か月間運賃無料にするというのは、あくまでもこれは旭市の20周年記念事業として、先ほど議員おっしゃいましたように、利用したことのない方にまずは利用してもらい、あるいは他市から訪れる方に利用してもらいということ、あくまでも目的としておるところで、無料というところでございます。

確かに、運賃収入60万円程度が8月の1か月間、昨年度かかっております。これがほかに経費がかかるのかというところで、特にかかるものはございませんけれども、高齢者の方が乗る際に当然そういう確認が必要になってくると思います。

先ほど申しましたけれども、県内でも200円という金額は比較的平均的な金額というものがございまして、バスの運行経費というものは、年間で、昨年度の実績でいいますと8,000万円程度かかっております。その中の運賃収入が800万円程度でございます。

こういったことで実施しているものでございますので、先ほど回答しましたけれども、費用負担、公平性の観点というところもございまして、実際には65歳以上というか運賃100円の方、こちらがバスの利用者の中で約6割を占めておりますので、そういったところで費用負担の公平性の観点から、一定の料金は徴収したいと考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 経費が8,000万円で、利用料というか、運賃で入るのが800万円。8,000万円で800万円ということなんですね。この800万円のうちの6割が100円を払っている

方ということなんですよね。

これ費用対効果として、これ無料にしたほうが絶対いいですよ、65歳以上の方。といいますのも、先ほど言っていますように介護保険料、お年寄りが、私なんかもそうですけれども、65歳以上が払う介護保険料、これが負担になって、100円のバス代も払いたくないという人が絶対にいらっしゃるんですよ。それで外に出なくなって家に籠もる。そして要介護になる。そうすると、市の負担はもっともっと増えます。800万円のうちの、ちょっと電卓がないので即は計算できませんけれども、この費用対効果、総合的に考えてください。市長。

バスの運行、コミュニティバスの運行、それのみで考えては駄目ですよ。さっきも言いましたように、地方創生の基本構想、ころっと変わったんですよ。もう発想を転換しなければ駄目です。だから、このコミュニティバスによって、高齢者福祉に対してどういう相乗効果が現れるかとか、相乗効果と言わずとも、今までかかっていた経費がほかのところで減らされるとか、そういうところを総合的に考えるべきだと思います。

先ほど言いましたように2025年問題、これ旭市も例外ではないですよ。何ていったって、去年生まれた人の4倍の数の方が、今の2025年問題で対応しなければいけない方の数ですからね。ですから、そういった観点から総合的に考えていただきたい。

「寝たきり」よりは「出たきり」という、お年寄りを何とかして外に出そう。それで、もちろん足腰も鍛えられる、そして認知症予防にもなる。行きたいところがある。そして、欲を言えばお買物ができるところ、そこにバス停を設けてほしいんですよ。そうすると買物に行く、すると旭市の経済にも有効ですよ。そういったところからも総合的に考えていただきたい、このコミュニティバスに関してはですね。

だって8月の1か月を外から来る人のため、あるいは夏休みの子どもたち、それから、今まで乗ったことない人のために無料にできるんですから、これから先の高齢者にかかるその経費、行政が担わなければいけない経費、それからあと、次世代が担わなければいけない、そういう負担ですよ。

そういったものを削減できるのであれば、私はこの800万円というこのところを、極端な話ゼロにしてもいいと思いますよ。だって経費自体で8,000万円かかっているんだもの。空で走ろうが10人乗せて走ろうが同じ8,000万円かかるわけじゃないですか。このところご回答をお願いいたします。どのようにお考えか、ご回答をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 料金を値上げするときに、200円にする令和2年度の見直し
のときにもアンケート調査を行ってございまして……

（「総合的に考えてくださいというのに対する見解を」の声あり）

○企画政策課長（榎澤 茂） 介護にならないための施策というのは、いろいろ事業としてあ
ると思います。高齢者の外出を支援するという意味で、コミュニティバスだったりデマ
ンド交通を利用してもらうというのも、一つの施策の中にはあるのかなと思いますけれど、今
度コミュニティバスの話でいいますと、そういった料金の見直し、あるいはルートの見直し
のときにアンケートを取って、やっぱり値上げはやむを得ないのかなという、アンケートの
意見も当然多数ありましたし、ただ、ルート見直しに際しましては、交通空白地帯を解消す
るということで、デマンド交通も併せて運行を開始したところでございますので、ご理解を
いただければと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 全然ご理解できないんですけれども、総合的に考えるということに対
しての市長のご見解をいただきましたかったです。

それはそうですよ、もちろん、どこの自治体だって高齢者施策というのはもう本当にあり
とあらゆることをやっていますよ。ただ、それが総合的に考えられないかということと言っ
ているわけです。総合的に考えるところで、コミュニティバスを運賃収入が800万円なので、
そこのところ、8,000万円の経費の中の800万円の部分を、お年寄りが6割でしたらその100
円の6割で、そこをゼロにするということが、非常に大きな費用対効果になるんじゃないか
なということを私は提案しているわけです。

質問ではないです。みんなで支え合うためにということで、広報で65歳以上の人の、さっ
き言いました介護保険料のこれが出ていたんですけれども、これ3年ごとに見直しですよ、
6年から8年度の3年間にかかるというのが、ここに金額が出ています。これ当然のことな
がら、年々見直しごとに上がっているんだと思うんですよ。私も特別徴収みたいなのがこの
前来ていましたけれども。

ここのところでね、65歳以上の人といたら大概が年金生活者の方です。その方々がバス
代100円、これをどういうふうに思われるかということですよ。これだけ利用者数が少な
い。コミュニティバスの利用者数が少ないというのは、バス代100円も負担になるというこ
となのではないかなと私は思うわけです。

あと、車じゃないと移動ができない、そういう地域です、旭市は。特に山間部といひましようか、そちらそうです。返納しろ返納しろと言ひながら、それでももう90歳を超えてまで運転していらっしやる方はたくさんいらっしやいますよ。

そういったときに、やっぱりもう全てのことを総合的に考へて、市長にですよ、総合的に考へて、せめてコミュニティバスの在り方自体を見直して、高齢者福祉、これを本当に切実に考へていただきたいなという思ひで質問をいたしました。

次に行きます。②って行っていいんでしたっけ。これも終わってしまっているんでしたっけ。

○議長（飯嶋正利） （3）です。

○4番（戸村ひとみ） もう（3）に行くんですね。分かりました。

多様化ですね。自動運転のことは分かりました。ぜひとも研究を重ねて、いろいろ問題点もあるとは思ひますが、補助金等も出ますのでこれは前に進めていただきたいと思ひます。

一方で、先ほど言ひましたように総合的に考へるというところで、二地域居住あるいは定年退職前後の方々の移住、これについて、高齢者福祉にこういった2地域で住まわれる方、あるいは第2の人生をどこで暮らそうか、どこで過ごそうかと思ひていらっしやる方々の移住、これが有効ではないかと考へるわけですよ。

というのが、子育て中の方はなかなかボランティアとかできないんです。物価も高いですし、自分の生活がいっぱいいっぱいで、高齢者のために、先ほどのいろんな高齢者の交通手段があるというふうにおっしやいましたけれども、デマンドタクシーとかあるとおっしやいましたけれども、その中に、お金のかからないボランティアというのものもあるんですよ。

そのボランティアというのは、さっき言ひました高齢者が出ていった先でいろいろイベントやら、あと健康体操やら、そういうところに出ていった先で、要介護にならないためにやっているそういったイベント、それに参加するための交通手段としてボランティアというのがあるんですよ。あるんですけども、これが非常に成り手が少ないんです。

そこで、先ほど言ひました二地域居住、あるいはついの住みかに移住してこようという子育てが終わった方。こういう方々が有効と言ったら失礼ですよ、ぜひともそういう方々に移住してきていただいて、ボランティア、あるいは週に二、三日のパートタイム。そういう仕事を担っていただけると、市の人手不足の解消とか、いろんな意味で総合的に非常にいいのではないかなと思ひるわけですよ。

先ほど来ずっと出しておりますけれども、国のほうの施策ですね。石破総理が……

○議長（飯嶋正利） 戸村議員、大分時間が押しているので簡潔にお願いいたします。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

地方創生の新基本構想、この中にふるさと住民登録制度、というのが挙げられております。もうしっかり勉強されていると思いますので、このふるさと住民登録制度、これについての市の見解と、それから、これをどのように旭市の中で生かしていこうと思われているか、教えてください。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 国のほうが示したふるさと住民登録制度を延べ1億人を目指すというような制度において、地方への移住支援ということで、旭市でそれを高齢者の移住支援についてどう考えるかというご質問かと思えます。

本市の移住施策、こちらは年齢を限定せず、多くの方に本市を移住先として選択していただきたいと考えております。定年退職前後の方に特化した取り組みというのは検討はしておりませんが、本市の魅力や情報を提供する移住定住ポータルサイト「あったか！旭」や移住サポートセンターなどで、シニアの方も含めた様々な年代に応じた役立つ情報を紹介して、本市へ興味を持っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 高齢者の移住ではないんですよ。ふるさと住民登録制度、つまり関係人口を増やすという、これは簡単に言うとね、関係人口を増やすということをやろうという国のほうの方向転換なんです。なので、私はずっと関係人口のことは言い続けているんですけども、つまり旭市が好きで週末には来るとか、観光で来て気に入って、その後何回か来るとか、そういう関係人口ですよ。最後はここに住もうと思っているとかという、そういう関係人口なんです。そういう関係人口の方、関係人口が高齢者の移住手段としてのポ

ランティアを担っていただける、そういう方になり得るということをぜひとも考えていただきたいということで、この施策についてのご見解をいただきたいと思ったんですけれども、いいです。

減災林です。パブリックコメントを取りましたということなんですけれども、パブリックコメントをいつ取りましたか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 先ほど申しあげました復興計画を策定する際に取りましたので、平成24年になろうかと思います。

（「何年前ですか」の声あり）

○企画政策課長（榎澤 茂） 平成24年になりますので、十二、三年前になると思います。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 私はこの質問で、10年前に決めた飯岡減災林計画、これを10年後の今年度から5か年で実行するというので、このパブリックコメントを取ったかということ聞いたんです。復興計画の中に13年前の、10年前よりもっと前ですよ、13年前の復興計画全体のパブリックコメントを取りましたかという質問ではありません。お答えください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今回の植樹に際してのパブリックコメントは取っておりません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） では、市民への周知、市民意見の集約はどのように図りましたか。今回予算を取って5年計画というのを進めるということに対しての周知、だって13年前ですよ、パブリックコメントを取ったというのが。しかも復興計画の丸々の中に減災林というのを入れて、十年一昔と言いますけれども、もっと前ですよ、13年前。今回何で市民への周知、市民意見の集約、パブコメを取らなかったんですか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今回の事業について、なぜパブコメを取らなかったのかということでございますけれども、確かに十何年前の計画ではありますが、その際にもやはり津波対策、堤防、防潮堤の整備が必要という意見が6割、7割以上あったというところがござい

ます。

また、復興計画に位置づけられている事業、短時間でできるようなものでもありませんし、今回の減災林の整備は木の樹種の成長具合を確認した上で行うということがございますので、少し年数が経過してしまったということがございます。

また、今回の植樹については、周知ですけれども、3月の津波避難訓練時にチラシを配布して説明を行いました。飯岡小と飯岡中ですね。

(発言する人あり)

○企画政策課長(榎澤 茂) 3月の津波避難訓練のときに飯岡小、それから飯岡中で避難訓練、住民の方、訓練で避難されてきていると思うんですけども、その際にチラシを配布して、こういう事業を行いますよということで説明を行っております。

また、区長回覧、区長配布を行い、それから広報あさひでも周知しましたし、市ホームページにも掲載いたしました。また、先日区長会の総会でも飯岡地区の区長に説明をしております。

○議長(飯嶋正利) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) 4月27日に減災林を植樹する、その説明を3月の避難訓練のときに行われたんですね。これが説明、パブリックコメントということになるんですか。

それから、区長会でのというのは植樹された後の説明ですか、お願いします。

○議長(飯嶋正利) これはもう2番目の質問に入ってよろしいでしょうか。4回終わってしまっているのです。

○4番(戸村ひとみ) もう4回終わってしまったの、いいです。

○議長(飯嶋正利) そうすると、(2)の質問の再質問。

○4番(戸村ひとみ) そしたらプラスでいいですか。

○議長(飯嶋正利) はい。

○4番(戸村ひとみ) 景観の観点から事業の見直しを検討すべきと考えますかということに対して、景観等に配慮ということがあったんですけども、減災林ができること自体が景観に配慮していないんですよ。そのことについて見解をお願いします。

○議長(飯嶋正利) 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(榎澤 茂) 景観に配慮していないという……

(「その前の」の声あり)

○議長（飯嶋正利） その前のは駄目、今の質問でお願いします。終わってしまったので。

○企画政策課長（榎澤 茂） 景観に配慮していないということでございますが、試験植樹の場所を確認してのお話かと思えますけれども、試験植樹をされた場所を見ての景観ということだと思えますけれども、市としましては景観に配慮するということ、そこは重々確認をしながら、これから行っていく、その試験植樹の場所については、海側から見た場合、それから陸側から見た場合、見方いろいろ変わると思えますけれども、そういった景観にも配慮しつつ、植樹のほうは進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 全く論点ずれています。景観に配慮というのは、私が言っているのは、先ほども言いましたけれども、ロケーション、ロケツーリズム、あれでロケをしに来る人たちがこの景観、飯岡海岸の景観が気に入って、ここなら撮影できるというのでいらしている、その景観のことですよ。どの景観を言っていच्छやるのか分かりませんが、試験植樹のこととか、そんなの一切言っておりません。750メートルにも及ぶ鬱蒼とした林をつくって、これが旭市の持てる観光用の景観、このポテンシャルに対して物すごい影響をもたらすのではないかということを行っているんです、私。だから植樹自体、鬱蒼とした林自体が景観を壊すことになるということを行っているんです。お答えをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 確かに減災林を植樹することによって、一部海が一面見えなくなるというところはあるのかもしれませんが、ただ、市としましては、やはり震災で大きな被害を受けた地区でございますので、まずはやっぱり命と財産を守ると、そういうところからこの植樹事業を決めたわけでございますので、そういった中で、その木々が成長する中で一部、全部が見えなくなるということはない、今のところそういう予定でございます。一部管理用としてスペースも必要になりますし、それから海岸へ下りる出入口のところ、こちらのほうも、そこは植樹の場所としてはちょっと適さないということもありますので、全く見えなくなるということはありません。ですので、そういったところに配慮しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 全く論点ずれています。命を守るとおっしゃいましたが、東北のほうでは、もうこの減災林をつくるだとか、堤防を造るだとかというのの見直しに入っています

よ。10年前に取ったアンケートでは、確かに震災からすぐ後だったので、人々はやはり堤防があったらいいなとか、減災林があったらいいなとかというような、アンケートでもそれでも出ています。ただ、10年後のアンケートは違いますよ。経済優先ですよ。そこの地域の人たちは、経済を何とかしてほしい、ここで暮らせるような経済、それを立て直してほしいというのがアンケートで一番上のほうに来ているんですよ。

そういった意味では、減災林をつくることで、あの飯岡海岸、飯岡ビーチライン、あそこの経済は壊滅的になります。海が見えないんですもん。先ほど言いました国のほうで大転換して関係人口を増やす。今あのビーチラインでは関係人口が物すごいたくさん、旭市の中では一番たくさん関係人口が訪れているところですよ。そこに海が見えるということで訪れているんです。海を楽しむということで訪れています。そこを海が見えなくする、ちょっとは見えるみたいなことをおっしゃいましたけれども、750メートルも植えたら見えませんよ。

今、あそこは夕陽百景に選ばれているところですよ。あそこの堤防の上を歩いていらっしゃる方々は、散歩していらっしゃる方々は、富士山が見える、夕日が沈んでいくのがすばらしい。それで、本当にもう旭市に住んでよかったなど、飯岡に住んでよかったなどということ歩かされているわけですよ。

関係人口もそこにたくさん訪れる。そういった意味では、減災林ではないんですよ、もう。古過ぎる、考えが古過ぎる。東北のほうも見直ししていますよ。10メートルかさ上げして、6割戻ってきていない、人口が戻ってきていないんですよ。店も戻らない、人も戻らない、そういうのを反省しているんです。

気仙沼だって1本、松が残っていましたがね、奇跡の一本松、ほか全部流されたからですよ、土石流として、飯岡の減災林だって、津波が来たときには土石流で流れてきますよ、そんなのもう火を見るより明らかじゃないですか。命を守るというんだったら、避難タワーをもっとしっかりしたものにしてください。あと避難道、避難タワー、私、南海トラフの視察に行きましたけれども、避難タワーの充実が一番人の命を守ることだと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 質問ですか。

○4番（戸村ひとみ） だって、とんちんかんな答えしか返ってこないから、いいです。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（飯嶋正利） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議席番号7番、永井です。よろしく願います。本日は4項目6点について質問させていただきます。

1項目め、空き家対策について質問いたします。今年度、第2期の空き家対策が策定されました。5年前の調査と比べ空き家の総数は約1,100件と、そんなに大きな変化はないんですけれども、状態が特に悪く特定空き家に該当する可能性の高い物件は293件と大幅に増加しています。

なお、5年前の調査では特定空き家と見られる物件は106件でしたので、約3倍に増えたこととなります。これらをそのまま放置するわけにはいかないとしますので、まず（1）の質問ですけれども、特定空き家の認定調査のペースや調査の進め方、また認定基準、これまでの認定件数、そして今後の見通しについてお伺いいたします。

（2）は、令和5年度から空き家を売ったり貸したりするサイトとして空き家バンクが始まりました。制度開始から2年経過していますけれども、あまり運用が進んでいないように感じています。

そこで、空き家バンク、空き地バンクの実績と利用状況を教えてください。

続きまして、こちら今まさに戸村議員からいろいろ指摘がありました飯岡海岸の減災林について、こちら私のほうからお伺いしたいと思います。多少かぶってしまう部分があるかもしれないんですけれども、ちょっと構成上、ご容赦をお願いいたします。

まず、東日本大震災で犠牲になった方に心から哀悼の意を表します。今回、減災林に反対している方々から意見をいただき取り上げることになりましたけれども、生命、財産を守ることを軽んじる意図は全くありません。むしろ命を守ることが何より大事だとは思っております。

しかし、植栽計画に反対する声が私の耳にもとても多く届いております。3月議会で予算が通り、今年度分の植栽は執行されましたけれども、今後もう650メートル、4年間、植栽が続くということで、これを止めてほしいという声が私のところにも届いております。

減災林に反対というと、命と景観どっちが大事なんだとおっしゃる方が多いんですけれども、反対している方は、そもそも減災林を植樹しても意味がないとか、あとはむしろ逆効果だと考えている方が多いと思います。木を植えたからといって津波が防げるのか、疑問を持

っているんです。

そこで、(1)の質問は、海岸減災林を整備することによってどのような効果、メリットがあるかをお伺いいたします。

続きまして、(2)としまして、今年度の4月に配布された植樹祭の案内でこの事業を知った市民が多かったように聞いております。私も3月議会で予算が出て詳しい内容を知ることができました。これはちょっとかぶってしまうんですけども、減災林の整備を進めるに当たり、その周知方法をもう一度お伺いいたします。

続きまして3項目め、海業の推進について。

この海業というのは、いいおかみなと公園の県有地、未利用地がたくさんあるんですけども、ここを有効活用して海の近くの地域を活性化させようという計画です。1次産業がちょっと衰退しています。今、飯岡漁港、かつては水揚げが千葉県で2位と言われて活性化していたんですけども、今、揚がるのはほとんどハマグリしかないんですね。ハマグリ、単価は高いので漁獲高としてはあるんですけども、水揚げ量としては大分減ってしまっています。これを補うために海業というものを推進して、1次産業も2次産業、3次産業併せて発展させていくという事業なんですけれども、そこで、今まで3回ぐらい協議会を開いたと思います。それについての進捗状況と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

続きまして、4項目め、屏風ヶ浦の活用について。

東洋のドーバー海峡と言われるような断崖絶壁というか、地層が飯岡の漁港の裏のほうにあるんですけども、こちらはとても、某ハンバーガーチェーンのCMに使われたり、あとはアイドルグループのPVに使われたり、とても景観がいい場所なんですけれども、いまいち飯岡側の場所が知られていないという現状がございます。ホームページで調べますと、市のホームページには旭駅からバスに乗って下永井下車、徒歩10分と書いてあるんですけども、これだとちょっと場所がよく分からないということで、下永井のバス停、まさに私の家の前なんです。それでよく、ここに行きたいんですけどもどう行ったらいいんですかというのを、ちょうど漁港の裏のほうなんですけれども、ちょっと分かりづらいんですね。ここをもっと周知できないかなと私は思っているんですけども、屏風ヶ浦の場所があまり知られていないので、この周知、看板とか広報とかホームページでできないか、この辺をお伺いいたします。

以上4項目6点について、ご回答をよろしくお願いたします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課からは1、空き家対策についての（1）と（2）についてご回答いたします。

まず、（1）の特定空き家についてです。

特定空き家の認定は年2回程度行っておりまして、所有者等の管理が行き届いておらず、そのまま放置すれば建物の倒壊など、保安上、危険性があるだけでなく、景観や衛生上、周囲に影響を及ぼすおそれがある場合に、市が認定する空き家を特定空き家としております。

特定空き家は、市関係機関等で構成する旭市空き家等対策連絡会議で協議し認定しておりますが、認定基準といたしましては、おおむね建物の傾きや外壁、屋根などの破損状況を基準としています。これまで特定空き家として認定した件数は令和4年が1件、令和5年が35件、令和6年が5件となっており、今後も建物の状況を勘案しながら認定を進めてまいります。

続きまして、（2）の空き家バンクの実績と利用状況についてです。

旭市空家・空地バンクは、令和5年4月から制度を開始したもので、空き家や空き地の売買や賃貸借の橋渡しをするものでございます。

対象は、建物が昭和56年6月以降に着工されたもの、または新耐震基準を満たすもので、土地については居住を目的とした建物や、定住促進のための建築物が建築することができる土地となっています。

制度の開始以来、2年間での実績となりますが、土地売却が2件、建物売却が1件、建物の賃貸借が1件の計4件となっています。

現在のバンク登録件数は、土地売却が1件、建物売却が1件、建物賃貸借が1件の計3件で、全国版空き家バンクのホームページで公開をしています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、飯岡減災林について2点、ご回答申し上げます。

最初に、減災林の効果ということでございます。飯岡地域の海岸減災林は、防潮堤と一体となった盛土・植生となっております。防潮堤が粘り強くなるなど、国交省でも安全面の効果が期待できると言われております。

この粘り強くということですが、防潮堤が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長

く、また完全に防潮堤が流出した状態に至る危険性を低減するほか、津波の威力の減衰や漂流物の確保などの効果も期待できると考えております。また、津波以外では飛砂の防止や強風・塩害の軽減といった効果も期待できます。

2点目、この整備事業の事前の周知をどのように行ったかということでございます。

先ほどの回答とかぶりますけれども、今回の植樹につきましては、3月2日の津波避難訓練時にチラシを配布いたしまして、訓練参加者へ説明を行いました。また、区長回覧や広報あさひ、それから市ホームページにも掲載をいたしました。

先日、植樹祭の後にはなりますけれども、5月の区長会総会、区長も交代されている方いらっしゃると思いますので、そういった方もいることから、飯岡地域の区長に説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目の3、海業の推進についての（1）進捗状況と今後の取り組みについてご回答いたします。

海業につきましては、昨年10月に海業推進地域協議会を発足いたしまして、昨年度は議員おっしゃるとおり、3回の協議会を開催いたしました。協議会では、海業推進の基本的な考え方や、公民連携の手法による開発に関する講演、現状の課題整理などを行いました。本年4月4日には飯岡漁港における本取り組みが、水産庁が募集する「海業の推進に取り組む地区」に決定されています。

今年度は、海業推進事業計画を策定するため引き続き協議会において、多くの関係者や市民の意見を伺うとともに、海業への参画が想定される事業者へのサウンディング調査や先進地視察を実施するなど、飯岡漁港にふさわしい計画づくりを進めてまいります。

来年度以降につきましては、漁港管理者であります千葉県による活用推進計画の策定、公募による事業者の決定、事業者による実施計画の申請から認定といった手続を経て、事業着手となる見込みであります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 商工観光課からは、屏風ヶ浦の活用についての周知についてご回答いたします。

現在、屏風ヶ浦の周知につきましては、他の観光施設と併せて一体的に市と観光物産協会のホームページ、それから観光案内看板、市内の地図になっている大きい看板ですね。こち

らが道の駅や萩園公園レストハウス前、それからいいおかみなと公園、上永井公園、刑部岬展望館の脇の公園の、そちらに公共施設などを含めまして、それから旭駅や飯岡駅の前に12か所ございます。こちらの看板、それからペーパーのガイドマップなどにより行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、再質問させていただきます。

空き家対策についてです。徐々に特定空き家に認定される件数が増えてきたのかなと思っております。特定空き家に認定されると、助言、指導、その後に勧告、命令を経て行政代執行までであるということです。勧告が行われると固定資産税の軽減措置が解除されて、固定資産税が最大6倍の税額になるということもあるそうです。あとは50万円以下の過料の可能性もあると記載がありました。しかし、実際にはそこまで至るケースは少なく、なかなか抜本的な対策が取れていないのが現状だと思っております。空き家対策で最も重要なのは、活用できるものは活用する。そして特定空き家のように、もう維持できていないものは解体するというのが基本的にあると思います。

そこで、特定空き家の多くは有効活用が難しい物件なんですけれども、解体が進まない理由として最も多いのが、解体費用がないという問題です。つまり、やりたくてもお金がないというのが実情です。

そこで、再質問となりますけれども、解体費用の補助金をもう少し出しやすくというか、もらいやすくできないでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 現在、本市では、ご質問にあったとおり、空家等除却事業補助金として、所有者や相続者に、所得制限は設けずに特定空き家を除却した場合、または通常空き家を除却した後10年間、地域の活性化や公共的な用途に活用することを条件にして、工事費に係る費用の5分の4、上限50万円の補助を行っております。

ご質問のとおり、年々その空き家の解体に対する費用は上昇している状況でございます。補助金に対しても、50万円という金額ではございますので、とても5分の4で賄える額ではないとは思いますが、この補助金についても国の空き家対策総合支援事業、こちらを市としては使ってやっていることでございますので、国が定めている条件、事務手続などを行って

いるわけでございまして、使いやすくなるのはよいことだと思いますが、事務手続等に関しては、ご理解をいただきたいところであると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 国の制度を利用してということで、要件がなかなか緩和は難しいということです。できれば、でも5年ごとに1,000万円をかけて調査をするよりも、市単独でもいいから、そういう解体費用を補助してあげれば、頭でっかちで調査研究ばかりするより、お金を払って壊してもらおうとか、そういう制度が市単独で行ってもいいのではないかなと私は思うんですけども、いろいろ考え方はあると思いますので、別の質問です。

土地に一定の価値がある場合、物件の所有者とかと十分に協議した上でですけども、行政が行政代執行で家を壊して、壊した後に土地を売却して、そのお金を解体費用に充てるとか、そういうやり方というのはちょっと難しいんでしょうか。その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） まず、行政代執行についてなんですが、全ての行政代執行が更地にして、その土地を売却して費用に充てるわけではございません。ほとんどの行政代執行は危険性の除去、こちらに重きを置いていますので、例えば極端な話、建物を潰して終わりというケースも多々ございます。ですから、売却まで至るといのはかなり少ないケースなのかなと考えております。

それと、売却に関する制度なんですけれども、去年の空き家の特措法の改正に伴いまして、市が利害関係人に、空き家に対する関係人になれるという条項が追加されました。それまでは、空き家の処分は、基本的に利害関係人のみが清算人を立ててできるということだったんですが、市ができるようになったこともございますので、これからは物件によって、市が清算人制度を利用して、そういった空き家の対策をしていく必要があるのかなと考えております。

その中で一番問題になるのは、所有者がいない、所有者がいないというのはもう存在しない物件が、件数は多くないですが、市には何件かございます。そこはやっぱり行政が何らかの形で関与せざるを得ないのかなというところがございますので、そういったことで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今、課長からの説明よく分かりました。

課長の今の発言の中で、所有者がいない場合があると言っていましたけれども、私のところにもそういう相談が来ていまして、海上地域の火事で家が全焼してしまったんですけれども、その物件に所有者が全くいないという状況が生まれてしまって、近隣の方がとても困っているという話を聞きました。こちらもう半年ぐらい経過しているんですけども、ほかにもそういう火事で全焼しているのに、壊さずにずっと残っているという物件があるとお聞きしております。こういった所有者がいない物件で、明らかにもう全焼していて壊さなければならぬという、そういう物件に対して、市はどういった対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 火災に遭った建物で所有者が存在しない場合、この辺にいないというわけではなくて、もう所有権が誰にもないという、そういった場合を想定しています。そういった場合、まずは消防署と連携いたしまして、必要最低限の措置は行っております。飛散物が出ないとか、危険性の除去がまずメインで行っております。そのまま放置すると近隣住民に危険を及ぼすと判断された場合、市が緊急安全措置として必要な危険回避を行っております。これは取りあえずっておかしいですけども、現場対応でやっているところがございます。

その後、ここが質問の回答の中心になると思うんですが、建物の状態、火災の状態を勘案しまして、略式の代執行というのはできるんですが、先ほど言いましたとおり、法改正で市が清算人を立てて、建物や土地の処分、こういったものを行う財産管理制度、こういったものを市が使えるようになりましたので、こちらを使っていく方向で今検討しているところがございます。

ただ、いずれにしても、土地、財産を処分したにしても、解体費用等は当然賄える分の土地代が出るケースがあまりないという考えがございますので、それは直接市の負担になってきますので、そこはよく考えて検討して実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。確かにそうですね、行政代執行をしても、全部行政持

ちになってしまったら財政がもたないと思いますので、いろいろ考えるところはあると思いますけれども、でも全焼した家が隣にあると、悪臭とか、あとは危険な面とか、防犯の面とか、いろいろ不都合はあると思いますので、なるべく適切な対応をお願いしたいと思います。

もう一件、最後にもう一点、空き家が活用されずに放置され、かつ解体もされない背景には、住宅用地特例制度があると考えております。先ほども少し触れましたけれども、この制度は建物が建っていると、土地の固定資産税が6分の1に減免されるという制度です。お得な制度なんですけれども、逆に言うと空き家を壊してしまうと土地の値段が6倍になってしまうという、とてもジレンマがある制度だと思います。こちらを土地の固定資産税が6倍になってしまうんだったら、そのまま空き家で放っておいたほうがいいのかという流れになってしまうので、できたら減免措置を、空き家を壊した後も継続できないか、例えば期限を決めて何年かそのまま6分の1のままですよ、その間に壊してその間に売ったり貸したりしてくださいという流れに持っていけたらいいなと思うんですけれども、その辺ができるのかできないか、ご見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 永井議員、（1）のほうは4回終わっています。これは（2）の1番の質問でよろしいでしょうか。

○7番（永井孝佳） 4回目ではないですか、今。

○議長（飯嶋正利） 質問の内容がもう2番目の再質問に移っているので。

○7番（永井孝佳） 1番目は終わってしまっていましたか。すみません、では、後で個人的に聞きます。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 失礼しました。ちゃんと書いたんですけれども、書いている段階で間違っていたようです。失礼しました。

では、（2）のほう再質問させていただきます。空き家バンク、2年間で建物が売れたのが1件ということで、もうあるような、ないような、あまり機能していない感じだと思います。これではあまり意味がないのかなと。そもそも掲載数が少ないと思います。1,000件を超える空き家があつて、空き家バンク経由で買ったり借りたりすると、改修費用とか、そういう補助まで頂けるのに、2年間で1件しかないというのは、ちょっとこれあつても意味ないなと思うんですけれども、そこで再質問になります。空き家バンクの登録を増やす取り組みは何かされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ちょっと数が少ないということでございます。確かに実績は少ないです。ただ、問合せの中で空き家バンクのご紹介をしているケースもございまして、登録してもいいかなという流れでいくんですが、現実にはそのまま知っている不動産屋を仲介して売却してしまうケースもやはりございますので、空き家バンクに来なくても一定数空き家の取引が行われているのは、いいことなのかなと考えております。

空き家バンクの登録件数を増やす取り組みでございます。こちらは先ほど回答したとおり、全国版の空き家・空き地バンクとして、民間会社の運営するホームページに掲載してございます。そのほか、税務課で発送しております固定資産税の納税通知書、こちらに空き家の適切な管理のお願いと併せまして空き家バンクの利活用、そういったものについて同封させてもらいまして、制度の説明や補助金の周知も行っています。

また、月に1度開催しておりますが、空き家の無料相談会も空き家バンクの紹介を行っておりまして、お話としては聞いていただけるとは思っておりますが、それがまだ掲載の実績に結びついていないのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 固定資産税の納税通知書とかに、いろいろ案内をつけていただいているということですが。空き家を手放したくないのか、もしくはその案内に全く目を通していないのか、いまいち効果が出ていないように感じます。実際に売りに出ている物件ですけれども、不動産屋の仲介のようなイメージなんですよ。私がイメージする空き家バンクというのは、不動産屋が扱わないような古くて安い物件とか、そういうのを橋渡ししてくれる制度だと思っていたんですけれども、以前質問したときに、旧耐震基準の建物は扱わないと回答をいただきました。

再々質問になりますけれども、昭和55年以前に建てられた建物でも空き家バンクに登録できないか、その辺のご見解をお伺いします。また、できない場合はその理由をもう一度教えてください。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 昭和55年以前の建物についてなんですが、市では住宅の耐震化を促進していることがございます。空き家バンクにおきましても、新耐震基準である昭和56

年6月以降に着工された建物であることや、それ以前の建物でも耐震診断等により、新耐震基準を満たしていることが判明しているものが登録の条件としております。

理由といたしましては、耐震化の促進もあるんですが、空き家の解消だけではなく、移住・定住の促進に寄与するということを目的としておりますので、やっぱり安全性が確保され、居住用として適している建物についての紹介としております。

ご質問の旧耐震基準の建物の取扱い、こちらにつきましては他の自治体での実施の状況や実績などを確認させていただいて、今後も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。

私のところに4件ほど、古くてもいいから安い建物を紹介してくれないかと、僕、不動産屋でも何でもないので電話がかかってくるんですよ。何で私に電話くれたんですかと言ったら、あんた、空き家対策やるって言っただろうということで、ぜひぜひ頑張ってくださいたいんですけれども、そのうちの4件のうち3件がサーファーの方でした。週末だけ来るから、寝られて車が置ければいいんだよと。そういう需要もあるということです。

安全性は大事だと思いますけれども、現在も耐震基準に満たない住宅にお住まいの方もたくさんいらっしゃいます。本人がそれを承知していれば問題ないと思いますし、買った後に補強するケースもあると思います。そこに対して補助金を出すなど、空き家の活用になるのではないかなと思います。

4回目の質問ですけれども、例えば市が関与する空き家バンクに登録ができないとするのであれば、訳ありの物件をゼロ円で紹介したり、あとは格安で紹介したりする民間業者などがございます。そちらのほうと連携をして、そういった、市では扱えないような物件を紹介することなどはできないのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 旧耐震基準の建物の取引につきましては、空き家バンクでは扱っていないんですが、市で実施しております空き家の無料相談会で、開催に協力していただいています宅地建物取引業協会を紹介して、売却であるとか、いろんな取壊し、利活用の方法、そういったものの相談に乗ってもらっております。

そうはいいましても、実際の取引がそんなにない中でございますので、議員のおっしゃっ

たとおり、今後も民間と連携を取りながら、旧耐震基準の空き家の利活用を、利用方法ですか、そういったものを考えていきたいと思っております。

少ない、最近出てきた事例では確かにゼロ円で空き家を引き取りますというのがございます。ビジネスモデルとしてどのくらい継続できるのか分かりませんが、そういった連携は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） D I Yとかリノベーションとか、とてもはやっていますので、そういった、もう市としては扱えないかもしれないけれども、それを有効活用したいという需要もあることを踏まえつつ、ご検討をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

では、次のちょっとボリュームがある飯岡海岸の減災林について行きたいと思えます。

効果として様々な効果があるのは分かりました。しかし、実際に津波を経験した人たちの中には、木が植えてあっても大した効果がない、津波が来たら高台に逃げるしかない、減災林の効果に対して懐疑的な人もいらっしゃいます。実際に津波を経験したからこそ、津波の恐ろしさ、人工物の無力さを痛感しているようです。

それと、東日本大震災のときは、地震から1時間後ぐらいに津波が到着しました。第2波は堤防を越えず、第3波が地震から2時間後ぐらいだったと記憶しております。人命が失われたのは、堤防とか減災林の不備ではなく、この津波の知識を周知、教育してこなかったことが最大の原因だと思います。

そこで、再質問になりますけれども、東日本大震災と同じクラスの津波が来た場合に、堤防を越えるのか。また、被害が減るのか、減災林の有無で変わるのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 海岸を管理する千葉県によりますと、現在の防潮堤の高さは、元禄地震の津波を想定し6メートルとしたわけでございます。本市におけるこの東日本大震災の津波は、痕跡高が7.6メートルであります。気象庁の気象研究所の調査では、本市の津波の高さを5.6メートルから6.4メートルと推定していますので、防潮堤を完全に越えないとは断言はできないのかなと思えます。

この減災林は、仮に防潮堤を越える津波が襲来した場合でも、防潮堤を保護するとともに、破壊・倒壊までの時間を少しでも長くすることで、避難までの時間を稼ぎ、浸水域を減少さ

せるといった減災効果が期待できると考えております。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 休憩前で、ちょっと内容を忘れてしまったんですけども、とてもデリケートな質問なので、あまり詰めるのはよくないのかなと思ったんですけども、先ほどトイレに行ったら、目の前に標語で「一步前へ」と書いてあったので、もう一段詰めていきたいと思います。

再質問の回答までいただいたと思います。減災林の有無で災害が変わるのかという質問をいたしました。想定より大きな津波というのは防げないのかなと思います。あとは、想定内だとしても、完全に防ぎ切れるとは断定できないというご回答でした。自然が相手ですので、完全に防ぐのは不可能だと思いますし、仕方がないことだと思います。

反対している方もそれをおっしゃっていて、15メートルの堤防を造るといったら、反対する方ももっと多くなると思います。それは程度の問題だと思うんですけども、反対している方は、防災林をつくらなくても、高台に逃げることを徹底して語り継いでいけば人命は高確率で守られるのではないかと考えていらっしゃいます。

先ほど、元禄地震、1700年代だと思います。あと、2011年の地震、その前ですと、諸説あるんですけども、西暦800年から西暦1300年の間に2回ぐらい、千葉県に地震があったのではないかなという研究結果があるそうです。そうしますと、平均すると二、三百年に1回ぐらい、こういう人命とか財産に影響がある大きな津波が来ている計算になります。

それをどの程度ハードで守るかというのは人それぞれの価値観なのかなと思うので、人命、財産のためにそういうハードを整備しようという派と、それではなくもっと大切なことがあ

るから、人命は逃げることによって守って、もっと大切なもの、そちらを守りたいという意見があって、そこが食い違ってしまうんだと思います。

再々質問になりますけれども、海岸減災林が整備された後、海側から避難できるような場所はあるのかをお伺いいたします。先ほどご回答があったと思いますけれども、今の状態ですと、砂浜側から堤防を越えて避難する場所が少ないように感じています。これで750メートル植栽が完了すると、その隙間がなくなってさらに逃げづらくなってしまふのかなと思ったので、その辺をお伺いしたいと思ったんですけれども、先ほど、間がところどころ空いて逃げられるようにはなると聞きましたけれども、せっかくご回答を用意していただいたと思いますので、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 回答申し上げます。

この海岸減災林の整備に当たっては、一定区間ごとに管理用のスペースが必要になりますので、全面植樹して通れなくなるというようなことは予定しておりません。

津波発生時には砂浜から速やかに避難できるものと考えておりますけれども、そうした避難経路という視点も踏まえまして、今後整備を進めてまいりたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） これについては、課長のおっしゃるように、整備されたほうが逃げやすくなるのかなと感じました。

4回目の質問は根本的な質問になるんですけれども、この事業は誰のためにやるものなのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 旭市復興計画は、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、さらなる市民生活の発展を遂げるための道しるべとして策定したものでございますので、旭市に暮らす市民の皆さんのための計画ということになるわけでございます。

この復興計画では、様々な被災者支援事業のほか、復旧・復興に向けた各種事業、また、今後二度と同じような被害を出さないための災害対策や、震災の教訓を未来に伝えるため、当時の小・中学校の児童・生徒の作文なども掲載してございます。

重点プロジェクトである海岸減災林の整備は、災害に強い地域づくりの津波対策の一つと

して、市民の生命・財産を守るために実施していくものでございます。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 私も、市民の生命・財産を守ることが大事だとは思いますが。

ちょっと長くなりますけれども、ここで反対派の方たちが何を危惧しているかをお話しさせていただきます。

飯岡の津波の被害に遭った地域は人口が激減しました。半分くらいの世帯になった区もあります。若い人がほとんどいません。子どももいません。空き家や空き地であふれかえっています。

そんな中、津波の後に家を建てた方もいます。新しい家は、海側に大きな窓やバルコニーがある家です。おしゃれなお店もできました。海側に大きな窓やテラスがあります。震災後に家を建てる人は、皆、海が好きな方です。海や夕日に魅せられて移住してきたり、家を建てようと思ったりしています。別荘も多いです。この地域から海が見えなくなったら、家や店を建てる動機が失われてしまいます。

生命・財産が大事なことは間違いないです。それは別の方法で守ります。それと同じくらい夢と希望も大事なんだと思います。100年後に津波によって飯岡地区が消滅することはほとんどないと思います。しかし、海を捨て、魅力を失った地域の人口が4分の1になる未来は十分にあり得ます。むしろ既定路線ではないでしょうか。駅もない、中学校もない、交通の便も悪い、病院もない、スーパーもない、車はそこそこ走っている、おまわりさんもぐるぐる回ってくれてはいます。そんな不便で魅力もない地域には、移住者は今以上に来ない気がします。

以前の一般質問で、海沿いのビジョンはないのかと再三伺ったことがあります。しかし、明確な回答はありませんでした。私が妄想するビジョンは、海沿いにおしゃれな店とサーフィン好きな人たちが家を建て、建ち並び、観光客と地元の人々が波の音を聞きながらお酒を飲む海岸線をイメージしていました。

民間からその動きが多少あったんですけれども、行政の間からはそういうビジョンとか、そういうのは共有はされていないのでなかなか進むことはありませんでした。そして、今まさにこの植栽が行われてしまうと、この妄想が終わってしまうのではないかなと、これに対して反対をしている人たちがいることをご理解いただきたいと思います。

命より景観が大事だと言っているわけではないんです。植栽に賛成の皆様も、反対の皆様も、旭市をよくしたいと願う気持ちは変わらないんです。

すみません。とても長くなってしまいましたけれども、(2)の再質問に移らせていただきます。

減災林整備に対する反対意見などは市に届いているか。また、あるとすれば反対の理由を伺いますという質問を通告で出したんですけれども、先ほど回答もありましたし、請願で内容を確認しました。その他に何かあれば教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） この減災林整備に対する意見ということでございますけれども、先ほど意見書の件が1件ございました。それ以外にも、メールで1件、反対のご意見をいただいております。内容ですけれども、試験植樹の管理の問題、それから砂浜に車両の乗り入れができなくなってしまうのではというご意見、それから、景観の件ですね。それから、減災林の整備の効果といった点で意見がございました。

そのほかにも、飯岡地域、多くの方が津波で亡くなっているので津波対策は必要であるよと、そういったご意見もいただいたところでございます。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今課長がおっしゃったように、賛成の意見も反対の意見もあると思います。こういった賛否を、ぜひ一度アンケートか何かで確認する作業はしていただけないでしょうか。それをお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 現時点で、この海岸減災林の整備についてのアンケート、こちらを実施する予定はございません。いろいろな方々からご意見をいただいた上で多くの協議を重ねまして、この旭市復興計画を策定し、減災林の整備を進めることとしたものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） このまま反対派の意見、特に反対、賛成のアンケートを取らずに進めると遺恨が残ってしまうのではないかなと危惧しております。

今までこの4年間、私も議員をやらせていただいて、こういう一つの事業に対して、反対活動や署名が起こったことというのはなかったと思うんですね。それだけこの事業は重いものなのかなと感じております。

ですので、繰り返しになりますけれども、行政側にはこの事業をやるメリットとか意義とかをしっかりと伝えていただいて、その上で賛否を採っていただいて、もし賛成が多ければ、過半数でしたら、もう胸を張って残りの650メートル、4年間、しっかり事業を達成していただきたいと思いますし、もし反対派が過半数を超えるようなことがあるんだったら、一歩立ち止まって、もっとほかの落としどころというか、例えば防災林の高さを少し下げるとか、そんな落としどころを探るというチャンスもあるのではないかなと思います。

ですので、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、賛否を問う、住民の意思を確認する機会を一度つくっていただけないでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 繰り返しの回答にはなりますけれども、この復興計画策定に当たりましてはアンケート調査も実施しましたし、パブリックコメントも実施をしました。また、復興計画の地域説明会、それから津波対策事業説明会、こちらは県と合同になりますけれども、こういったもので地元への説明を行っております。ですので、今後こういった事業を実施するに当たりましては、機会あるごとに事業の内容について丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 承知しました。10年前から始まっている事業ですし、なかなか方向転換するのも難しいと思いますし、納得はしませんけれども、理解はいたしました。

では、次の3番の項目に進みたいと思います。これは明るい話題なので、にこやかにいきたいと思います。

進捗状況、3回の協議会を経て徐々に計画が固まってきた段階なのかなと思っております。先ほど課長の答弁の中に、公民連携でという言葉がございました。私も、2回目の協議会で公民連携についての講演があったので、それを聞かせていただいたんですけども、公民連携というのはどういったものなのかご説明をお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 海業における公民連携の取り組みにつきましては、漁港という公の施設において、飲食施設や直売所など様々な事業を実施する個人や企業の活躍が期待でき

るものでございます。

今後は、サウンディング調査として民間事業者などへのヒアリングを行うとともに、海業推進地域協議会において、飯岡漁港の特色を生かした施設の整備を目指し、公民連携に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 公民連携ということで、行政側がお金を出して箱物を造って、そこに入ってもらうとかそういうものではなく、行政側は規制緩和をし、そこに民間、プロポーザルとかで選んだ業者が建物を建て運営していくと、そういう計画だと認識しております。

今のところ、協議会でどんなものをつくるのか、そういう具体的な案が出ていましたら教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 昨年度の海業推進地域協議会での意見を踏まえ、現時点では飲食施設、直売施設、グランピング施設、朝市、釣堀、養殖など多岐にわたる事業を検討の土台としております。今後の協議会、さらにはサウンディング調査等を踏まえまして、飯岡漁港で実施すべき事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。あの地域にいろんな催しというか、釣堀とかバーベキューとかキャンプ施設とか、あとは道の駅的な、海の駅的なものができて、あと直販とか、あとはその場で食べる、そういった施設ができるんだとイメージしました。とてもわくわくする事業ですので、中途半端なものをつくるのではなく、ぜひ観光客を呼べるようなすばらしい施設にしていきたいと思います。

当初の案で、灯台地域との連携の話も出ていたと記憶しているんですけども、今回の計画にも灯台地域と一体となって開発とかという案は出ているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 屏風ヶ浦や刑部岬の景観、または灯台や上永井公園などの施設は本市が誇る魅力ある観光資源の一つでございます。飯岡漁港は、これらの観光資源と隣接しておりまして、この立地は海業についても欠かせない重要な要素であると考えております。

まだ具体的な計画はございませんが、この恵まれた立地をどのように生かし、どのように連携させていけるか、多様な可能性について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今後もこの事業、大変期待しております。注視してまいりますので、ご尽力のほどよろしくお願いいたします。

では、4項目め、屏風ヶ浦の活用について、周知方法を教えていただきました。

そこで、グーグルで屏風ヶ浦と調べると、上永井の上の畑のほうに案内されてしまうという事案がいっぱい出ています。そのことによって観光客が屏風ヶ浦にたどり着けないというのがありますけれども、農家の方が、行き止まりのところに観光客の車がいっぱい来てしまって、道を聞かれたり、あとは、下手をしたら車を、Uターンしてくるのでどかせとかと言われることもあって、すごい不都合に感じていることがあるそうです。ですので、とても困っているんで、この辺を対策できないかという質問です。

例えばグーグル本社に言って屏風ヶ浦の案内場所を変えてもらうとか、もしくは手前に屏風ヶ浦の場所を看板でもっとはっきり示して、迷わず上永井の部落のほうに入らないような体制をつくっていただくとか、そのような対策はできないでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ありがとうございます。地元の農作業の方、それから実際行く方も迷惑していると、困っているという状況だそうです。

うちのほうで、まずグーグルのマップのほうも確認しまして、確かにそのとおりでございました。グーグル社においてはメールで改善の依頼ができますので、市から改善の依頼をしていきたいと思っております。

看板につきましては、また場所等もありますので、検討のほうをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 対応をよろしくお願いいたします。

それで、屏風ヶ浦、とても眺めがいいんですけども、立入禁止になっているんですね、通蓮洞のほうに向かう道においては、県の管轄だとは思うんですけども、銚子のほうは、屏風ヶ浦、立ち入ることができるんですけども、飯岡側からはできないということで、何

とか県に言って、この辺をもう少し安全対策をしていただいて観光名所にできないか、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 県のほうにも、観光を目的とした護岸の整備についても確認はしているんですけども、現状は難しいということでございました。

なお、やはり屏風ヶ浦の旭市側は、護岸が立入禁止となっております。さらに、満潮時に波をかぶるおそれがあり、訪れる方の安全確保ができていないことなどから、飯岡漁港側から見た景勝、西側からですね、と屏風ヶ浦の上からではありますけれども、飯岡刑部岬展望館からの絶景を楽しんでいただくことで、観光名所としてPRしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 奥に行くのは難しいと思いますけれども、手前から見るだけでも十分な観光的価値があると思いますので、その辺の周知、案内のほどよろしく願いいたします。

では、4回目の質問ですけれども、先ほど、海業で屏風ヶ浦を外から見るような遊覧船なんかも考えられると思うんですよね。そういうのもありますし、今後、市長が洋上風力、手を挙げるかもということでしたので、そういう兼ね合いも出てくると思います。この辺の縦割りではなく、一体的に捉えて、屏風ヶ浦の価値を高めていってほしいなと思うんですけれども、その辺のご見解を最後にお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 海業や洋上風力発電事業と連携して屏風ヶ浦を観光資源としての活用、その方法については研究していくとともに、関係機関等と協議を図ってまいります。

遊覧船のご提案等もありました。今後、海業を活用した観光振興に向け、庁内関係課と連携して、屏風ヶ浦のPRに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁ありがとうございます。

これからも、飯岡地域だけではなく旭市が発展していくためのキーとしても、海岸エリア

はとても大事だと思いますので、皆様方のより一層のご尽力をお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（片桐文夫） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇をお願いいたします。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。発言の許可をいただきましたので、令和7年第2回定例会において、通告に従い、大きく2項目5点の質問をさせていただきます。

1項目め、安全・安心なまちづくりについて。

（1）クラウド型被災者支援システム導入状況について。近年、集中豪雨や地震などの自然災害が頻発する傾向が見られます。このような災害に際して、被災者支援の迅速化、効率化が求められています。大規模災害時には膨大な災害対応業務が発生しますが、自治体職員などの人的資源には限界があり、迅速、的確な対応のためには、災害業務の効率化、省力化が必要です。デジタル技術の活用による災害情報の管理や各種支援に必要な申請手続の簡素化は、職員や市民の負担軽減につながります。

そこで、千葉県などが進めているクラウド型被災者支援システムの整備状況について伺います。

（2）新総合防災情報システムは、災害発生時に災害状況を早期に把握、推計し、地理空間情報として共有することで被害の全体像の把握を支援するシステムです。この新総合防災情報システムの活用方法と、このシステムを有効に使っていくための具体的な運用計画やロードマップはあるか伺います。

2項目め、高齢者等への終身サポート体制の充実について。日本総合研究所の試算によると、身寄りのない高齢者、配偶者や子ども、3親等以内の親族がいない高齢者は、2024年時点で約286万人ですが、2050年には約448万人に増加すると推測されています。これは高齢者全体の約11.5%に相当し、9人に1人が身寄りのない状態になる計算です。また、未婚化の進展などにより、子どものいない高齢者は、2024年の459万人から、2050年には1,032万人に倍増すると見込まれています。

このような状況により、施設入居や入院時の身元保証人の確保が困難になるほか、遺体の引き取り手がない高齢者が増える懸念が指摘されています。行政は対応に追われることが推測され、何かしらの準備が必要であります。本市においても、おひとり暮らしで身寄りのない高齢者の方々から、墓じまいや、自分が亡くなった後の書類の書類の手続や家の整理などのご相談が増えています。このことから伺います。

(1) 本市において、身寄りがなく、頼れる親族や知人がいない高齢者等の現状について。

(2) 本市の終活支援の現状について。

(3) 高齢者等終身サポートと死後手続契約は、近年ニーズが高まっています。特に身寄りのない高齢者や、家族に負担をかけたくないという方々にとって必要な選択肢であり、要望も増えてきています。不安なく安心してお過ごしいただけるよう、サポート体制は必要です。早期の行政連携を望むが、進捗状況を伺います。

以上、大きく二つ、5項目の質問になります。再質問からは質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目1点目の安全・安心なまちづくりについて、クラウド型被災者支援システムの導入状況についてご回答申し上げます。

能登半島地震では、石川県内の全市町村が被災者支援システムを導入していたため、住家被害認定調査の業務効率化に貢献していたことから、千葉県においてもこのようなシステムの導入を目指しまして、昨年11月に県内22市町村と共同で千葉県被災者支援システム運用協議会を設立いたしました。

本年3月に18の市町村とシステム契約に関する協定書を締結しております。残りの4市町についても今年度中に協定を締結する予定と聞いておりますが、本市ではまだこの県協議会には参加はしておりません。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課から、1項目めの(2)新総合防災情報システム(SOBO-WE B)の活用方法と活用状況についてお答えいたします。

この新総合防災情報システム(SOBO-WE B)は、国と都道府県や市町村などの防災システムと連携し、災害時に様々な機関で収集された情報を共有・地図化することにより、

被害の全体像を把握し、迅速かつ的確に災害対応を可能とするシステムです。

国では、令和7年12月までにシステム連携の完了を目指しております。現在、千葉県も国と連携を図るためのシステムの改修事業を進めていると伺っております。

なお、旭市と県は既に連携をしております。

現時点で、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）は、国・都道府県・市町村など災害対応機関向けに情報提供をするため、一般の方が直接システムにアクセスすることはできないようになっております。

市としましては、今後、災害が発生した際にSOBO-WE Bを活用して、国・県・関係機関がそれぞれ把握する被害状況、対応状況を即座に共有し、迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課からは、2、高齢者等への終身サポート体制の充実についての（1）から（3）についてお答えいたします。

まず、（1）本市の身寄りがなく、頼れる親族や知人がいない高齢者等の現状でございますけれども、実際の人数などの把握はできませんので、ここでは市や地域包括支援センターで受けた昨年度の相談件数と内容からお答えいたします。

令和6年度の相談件数は29件で、対応内容は死後の葬儀や空き家、お墓に関するものであります。

次に、（2）本市の終活支援の現状についてお答えいたします。

本市では、旭市版エンディングノート「私の希望ノート」を令和元年度より作成して終活支援に活用しております。このノートは、高齢者福祉課の窓口への設置のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を通じての配布など、終活にお困りの方のサポートに役立てております。

また、介護関係者の研修においても、もしものときに自分が望む医療・ケアを前もって話し合う「人生会議」や、認知症などで物事の判断が難しい場合に、本人の意思を尊重し支援する「意思決定支援」の普及・啓発を行っております。

そのほか、各課と連携を取り、生涯学習課、商工観光課それぞれ主催の終活セミナーにおいても私の希望ノートを利用させていただいております。

続きまして、（3）高齢者等終身サポートへの行政連携の進捗状況ということでお答えい

たします。

高齢者等終身サポートについては、民間事業者が独自のサービスを数多く展開しており、中には高齢者にとって不利益になるような内容のものも含まれているとお話も耳にいたします。

これを防止すべく、国では、内閣官房や消費者庁、厚生労働省など九つの省庁による連名で、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが令和6年6月に示されております。これは、民間の高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心してその事業を利用できることを目的として策定されたものであります。

ご質問の行政との連携についてでございますが、現在、優良な民間事業者を選定する基準や手段が国より示されていないため、現時点では難しいものと考えております。

今後、国の動向や、他市町村の先進事例等を参考にしながら、連携について研究していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

それでは、クラウド型システムの使用の際のことですけれども、どのぐらい費用がかかるのか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 千葉県が導入を予定しておりますシステムについて、これは県の試算にはなりますけれども、システム導入時には約140万円、ランニングコストとして毎年130万円程度かかると聞いております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

千葉県でもこれからこのシステムを導入するとのことですが、導入後のメリット、デメリットをどのように捉えているかお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） メリットとしましては、住民の安否情報や被害家屋の台帳作成など、迅速な情報共有・連携が可能になります。また、インターネット環境さえあればどこからでもアクセスが可能で、現場の職員などがモバイル端末で情報入力・確認ができます。

さらに、このデータはクラウド上に保管されるため、庁舎などが被災しても情報が失われることなく、BCP（業務継続計画）への対応も迅速に行うことができるものと考えられております。

デメリットとしては、インターネットに依存し過ぎる点が考えられまして、通信インフラが被災した場合、システムにアクセスすることができなくなる可能性があります。災害時は通信障害も想定されるため、オフライン機能やローカルバックアップ、要は自庁内にデータを置かなければいけないということですね。こういったことが重要となります。

また、コスト面においても、先ほども年間のランニングコストを申し上げましたが、長期的には負担になることも想定されて、クラウドの業者に依存する部分が多く、一度導入してしまうと、移行や互換性の問題からほかのサービスへ移行が難しくなる、こういったことが考えられます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

現在、国主導の下で、全国の自治体が使用しているこの情報システムの標準化、共通化が進められていますけれども、クラウド型被災者支援システムの連携は可能なのか。また、旭市は被災者支援システムの導入についてどのように考えているのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 県に確認しましたところ、住民情報だったり税の情報だったり、システムの標準化、共通化が進められていますが、この標準化後のシステムとの連携は対応可能だと聞いております。

自然災害の多発化、激甚化が進む中で、対応する職員のマンパワー不足を補うすべとしてシステムが有効であることは認識しておりますが、県内では県とは別のシステムを導入済み、あるいは導入を検討している自治体もございます。

大規模災害は広域で発生することが多いため、統一されたシステムを使用するほうが、被災者支援を迅速かつ確実にを行うことが可能にはなるため、ただ費用対効果の面もありますの

で、他の自治体の状況も見極めながら検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 統一されたシステムでないとお互いに連携が取れないというふうになっておりますので、周辺の自治体の状況を見極めて、またいつ起こるか分からない震災について、早めに判断をして統一していただきたいなと思います。

また、かねてから、私もできるといいなと思っていた「耳で聴くハザードマップ」が、千葉県では、この4月15日から県内全域で利用することが可能になりました。視覚に障害のある方や小さな文字が見えにくい高齢者、また夜間など、災害リスクを認識しやすくするための非常によくサービスが始まりました。様々なAIやアプリを活用しながら、安全な状況を確保していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問です。身寄りのない高齢者が直面する具体的な問題について……

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員、（2）ですよね。（2）はいいですか。

○2番（伊藤春美） （2）ですが、身寄りのない高齢者が直面する具体的な問題は何か、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員、（2）はいいんですよね。大きな2番でいいのかな。

○2番（伊藤春美） そうです。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 身寄りのない高齢者の直面している具体的な問題ということで、問題としては、入院時のほか、施設入所や住宅入居時の身元保証人、また何かあったときの緊急連絡先、死後の引き取り手がいないなどといった問題があります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） このような高齢者がこれからますます増加していくのではないかなと思いますが、本市としてはどのような支援策を実施されているのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 本市の単身世帯に対する支援策としましては、ひとり暮らし高齢者台帳の登録や、この台帳を基にした民生委員による訪問、地域包括支援センター職員

による状況調査訪問と、先ほどの身寄りのない方に関する相談など、また、見守りということと、救急や消防につながる緊急通報装置の設置、配食サービスでの日頃の見守りなどの支援を行っているところであります。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

それでは、（2）の再質問なんですけれども、エンディングノートの活用から見えてきた課題はあるかお聞きします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 市内のケアマネジャーに対しまして、旭市版エンディングノートを活用している中でアンケートを取りました。その中で主なものまず一つ目として、今は考えたくない、まだ必要ないとの意見が多く、利用が進まなかった。二つ目として、家族がいる方は話し合って記載していただきたいが実現できていない。三つ目として、保管場所が不明で、家族や関係者が見つけれないおそれがあるなどの課題が見えてきております。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 以前にも提案させていただきましたが、生前の意思を明確化し残すエンディングノートの推進と保管場所が一層重要になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 先ほどもお答えいたしました、旭市版エンディングノート、「私の希望ノート」と言いますが、その推進ということで、窓口への設置、そのほか地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を通じての配布、それに加え、定期的で開催されている介護事業所による会議体でありますけれども、地域ケア会議、その中でも引き続き推進していきたいと考えております。

また、保管場所につきましては、活用してみても課題にも上がっております。自宅で保管する場合は、事前に家族や関係者に知らせておくことや、例えば消防署と共同設置を推奨している救急医療情報キット、また本市が作成した緊急連絡カード、それらと合わせて保管するなど、様々な方法を検討していく必要があると考えております。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） せっかく書かれたエンディングノート、これをしっかり伝えられるという状況がすごく大事だと思っております。そのまま何も伝えられずに亡くられる方もすごく増えていきますし、私も今現在お受けしているご相談の中では、お子様がいらっしゃるに、既に亡くなられたご主人の入られたお墓も現にあると。でも、自分がおひとり暮らしなので、その後、亡くなった場合、それが伝わるかどうか。しっかり自分の思いを明記したことが伝わるかというようなことも非常に心配をされておりました。

本当に少子高齢化の進展や核家族、移住、社会構造の変化とともに、これまで家族が担ってきた役割が変化してきています。身寄りのない方や家族に頼ることができない方、また頼らないという方もいらっしゃいます。こういう方々が増加する中で、医療・介護だけの問題ではなく、今後、高齢者の住まい、生活、死後のことといった幅広い問題や不安の声に対して、その方々がどのような最期を迎えたいか、それを尊重した思いで、これからは少し踏み込んだお話もお聞きしながら、エンディングノートを記載できるように、拒否もなく、書くことは決して悲しい話ではなく、むしろ自分の意思を明確に伝えるという意味では非常に重要なことだと思いますので、ぜひ推進をしていっていただきたいなと思います。

○副議長（片桐文夫） 答弁はいいですか。

○2番（伊藤春美） いいです。

4回目の質問ですけれども、高齢者に分かりやすく、早くから終活に関する悩みや準備を相談できる窓口の設置は必要ではないか、伺いたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員、4回目の質問でいいですか。

○2番（伊藤春美） はい、4回目です。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 本市では、終活に限定した相談窓口、それは設置しておりません。しかしながら、高齢者の日常生活の問題や将来に対する不安や悩みについて、地域包括支援センターにおいて随時、総合相談を受け付けております。

総合相談の中には、金銭管理など日常生活支援や、成年後見制度に関することなど、終活にも関連のある高齢者の権利擁護に関する相談も含まれております。

引き続き、その総合相談の中で終活相談についても市民に分かりやすく周知、対応してまいります。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 身寄りのない高齢者が安心して暮らすことができるよう、行政として果たすべき役割や、市民との協働の重要性について、人生の最終段階に向けての心積もりについて実践していく。先ほどご答弁にもありました、いわゆる人生会議、この普及が非常に大事だと思っています。自分はどういうふうに最期を過ごしたいか、これはすごく重要なことだと思いますし、年齢に関係なくこれはやっていくべきではないかなと思っています。

続きまして、（3）の2回目の質問に入らせていただきますが、死後の支援において最も大きな位置を占める火葬や納骨、そして住まい、財産処分について不安の声もあります。市はどのような支援ができるのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 対応内容は個々により様々で、多岐にわたります。本市でも担当課、関係機関との連携により、法に基づく対応をしており、病院や警察などからの依頼により、身寄りのないご遺体を火葬まで行うことはございますけれども、家財など私有財産の処分については、現行法令の下では限界があるのが実情と考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 3回目の質問です。死後事務委任契約と成年後見人制度とは、制度にどのような違いがあるのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 二つの制度についてお答えいたします。

死後事務委任契約は、ご本人が亡くなった後に執行されるのに対し、成年後見人制度は、生前に支援が行われ、亡くなると終了するという違いがございます。

それぞれの制度の詳細ということで、まず成年後見人制度ですけれども、この制度は、認知症などにより判断能力が不十分な方が、経済的な不利益や被害を受けることのないようにするための制度であります。支援内容は、預貯金などの管理と医療・介護等の手続の二つに分類されております。

一方、死後事務委任契約でありますけれども、依頼人の判断能力の有無にかかわらず、第三者に対して、亡くなった後の病院・施設への支払い、行政手続、葬祭、納骨、埋葬等の死後事務を委任する契約のことを言います。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 4回目の質問ですけれども、まさにおひとり暮らしで、自分が亡くなった後どうなるんだろうと心配している方々にとって、これらの制度というものは非常に知っているということは安心につながると思います。これらの制度について、周知はどうか伺います。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 死後事務委任をはじめとする終活に関するいろいろな制度については、先ほども申し上げました地域包括支援センターで行っている総合相談や介護サービスを使っていない高齢者世帯への訪問調査の折に周知することは可能ではないかと考えております。

また、ほかにも、高齢者に寄り添う地域の情報誌として、現在発行している「旭市シニア生活便利帳」などに掲載して、広く周知することも一つの方法として考えられます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 私のご相談を受けている方は、まだ介護保険を利用されていませんけれども、かなりの高齢でおひとり暮らしで、先のことが心配というような感じですが。おひとり暮らしなので、民生委員の方が入ってくださっていると思いますけれども、そこまでなかなかお話はすることは難しいなと思います。

本当にエンディングノートも、みんなでというか、そういう書く機会もあってもいいのかなというふうに思います。なかなかどうやって書いていいかというのが分からないというような声も聞いております。

ぜひ身寄りのない高齢者に関しても、安心して旭市でお過ごしいただけるように、ぜひ制度を進めていただきたいなと思っております。

以上です。終わります。

○副議長（片桐文夫） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（片桐文夫） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇をお願いいたします。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和7年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、道路の安全対策について、2点目、不妊治療について、3点目、性別を問わない中学校の制服について、4点目、熱中症対策についての4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、道路の安全対策について質問いたします。

（1）国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間の歩道整備はできないか。国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間、急なカーブがあり、しかもそこは急に道幅が狭くなっているため大変危険な状態です。路肩部分には段差があり、自転車等横転しやすい状況です。交通量の大変多いところで、朝夕の登下校時に安心して通学ができるよう歩道整備はできないか質問いたします。

（2）駒込橋の欄干の老朽化が進み、さびて穴が空き危険な状態ですが、今後の改修工事の予定は。駒込橋は老朽化が進み、欄干が全体にさびて穴が空き、大変に危険な状態です。約50メートルある橋で、この道路は抜け道にもなっているため朝夕の交通量は大変に多く、登下校時に大変危険な状態です。しかも、道路よりも橋のほうが狭く、また橋の高さもかなりあり、転落防止のためにも早急な対応が必要と感じます。ぜひとも駒込橋の欄干の改修工事はできないか質問いたします。こちらが、その欄干の部分です。

2点目、不妊治療について。

（1）市では、不妊治療に対してどのような制度があるのか質問いたします。不妊治療の保険適用が2022年4月からスタートし、高額になりがちだった治療費が原則3割の負担で済むようになった。体外受精や顕微授精のほか、人工授精、精子の採取などにも保険が適用され、1か月の自己負担額に上限を定める高額療養費制度も使えるとのこと。市では不妊治療に対してどのような制度があるのか質問いたします。

（2）相談窓口は設置されているのか。不妊に関する悩みや不安を一人で抱え込んでいるケースがあります。誰にも言えないで悩んでいる場合があります。何でも気軽に相談に乗っていただける不妊に関する不妊専門相談窓口は、旭市では設置されているのか質問いたします。

3点目、性別を問わない中学校の制服について質問いたします。

制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず選択できるようにできないか質問いたします。香川県坂出市は今年度から、市立中学校3校でジェンダーレスに対応した制服を導入した。新しい制服は、白いポロシャツにブレザースタイルで、上着、ズボン、スカートを男女関係なく自由に選ぶことができる。今年度入学した1年生から順次着用し、27年度には全生徒が切替えとなる。従来の制服を着ている2年生、3年生が新しい制服を着ることも可能だ。1年生の生徒は、デザインもかわいいし体温調節もしやすい。ズボンをはいている友達も似合っていると笑顔で話していた。市学校教育課は、生徒一人ひとりが自分らしく学生生活を送ってもらえることを期待していると語っていた。

旭市でも、制服のジェンダーレスに対応した制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず制服が選択できるようにできないか質問いたします。

4点目、熱中症対策について質問いたします。

(1) 熱中症予防に一時的に暑さをしのぐ場所として、市では「涼み処」として利用できる施設は何か所あるのか、質問いたします。

(2) 公共施設への給水スポットの設置はできないか質問いたします。公共施設に冷水対応の給水スポットの設置はできないか質問いたします。近年、夏の温度が高温になり、平常時は37℃前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合1.1℃も上昇し、汗をかいて脱水が進行し熱中症の危険性も増大し、体温が39℃になると疲労感になり、40℃になると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10℃も上昇し、水分補給5℃の冷水を飲水した場合は0.68℃、15℃の場合、0.77℃なので、水分補給の水の温度は5℃から15℃の水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として、熱中症対策に夏の季節、5℃から15℃の冷水対応の給水スポットはぜひ必要と考えます。ぜひ公共施設に冷水対応の給水スポットの設置ができないか質問いたします。

(3) 今後、小・中学校へのエアコン設置の予定は。学校の体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担っています。児童・生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにすることが大切です。近年は全国的に猛暑日が増えており、命と健康を守るためにも早急に学校の体育館への空調整備（エアコン）の設置が必要と考えます。今後の計画についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（片桐文夫） 一般質問は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時10分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、大きい項目1番、道路の安全対策についての（1）と（2）についてご回答いたします。

初めに、（1）歩道整備についてです。ご質問の道路は、歩道を設置しない計画で、幅員7メートルまで拡幅する事業を進めてきました。整備の大部分は完了していますが、一部区間では地権者のご理解が得られず、道路幅が狭いままとなっている現状を踏まえ、通行しやすいように整備するのは難しいと考えております。

道幅が急に狭くなっている箇所の段差については、現地を確認した上で、安全対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）の駒込橋についてです。駒込橋は、新川に設置された駒込堰の管理橋と道路橋を兼ねております。

修繕工事の実施に向けて、駒込堰を所管する関東農政局などの関係機関との間で継続的に工事方法などの協議を進めておりました。このたび協議が調ったことから、今年度に修繕設計を行い、来年度に欄干を含めた修繕工事を予定しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、2の（1）不妊治療に対して市の助成制度と、（2）相談窓口の設置についてお答えさせていただきます。

初めに、（1）不妊治療に対しての助成制度になります。特定不妊治療の助成は、これまで県の助成制度に上乘せとして行ってまいりました。しかし、令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、県の制度が終了したため、本市でも経過措置を含め、昨年度末で今までの特定不妊治療の助成制度を終了いたしました。

それに代わり、今年度から少子化対策の一環としまして、新たに不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために、国で認められているが保険の適用とならない先進医療費の7割を助成いたします。

1回当たりの助成額の上限は、3万円から5万円の市町村が多い中、本市では複数の治療を組み合わせることも考慮し、15万円を上限に助成いたします。また、申請時に必要な医療機関の証明書費用についても1万円を上限に助成し、県内他市よりも手厚い制度となっております。

次に、(2)相談窓口の設置につきましてご回答させていただきます。

専門的な相談窓口としましては、県で行っている不妊症看護認定看護師や認定ピアカウンセラーによる電話やオンライン相談による無料の相談がございます。

また、本市でもこども家庭課で、不妊専用窓口ではありませんが、不妊治療を受けるかどうか悩んでいる方の相談につきまして、いつでも対応しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは私からは、大きな3番の性別を問わない中学校の制服についてと、4、熱中症対策についてのうちの(3)小・中学校の体育館へのエアコン設置についての回答を申し上げます。

初めに、制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず選択できるようにできないかというご質問に回答いたします。

制服は、校章や校歌と同様に、地域や学校で育まれた学校の象徴であるというふうを考えております。制服の選定や見直しにつきましては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事項とされておりまして、社会的な価値観の変化等を踏まえて判断していくものと認識しております。

本市の現状では、自由に制服を選べるという状況ではありませんが、気候条件に対応する機能性や個々の多様性を尊重する観点を考慮しまして検討することは、各学校の裁量で柔軟に対応しております。

期間を定めて体操服で過ごすことや、体操服での登下校を認めることによる酷暑への対応、そして個々の事情に応じて、スカートの代わりにスラックスの着用を認めることによる多様性の尊重が各学校で進められております。

続きまして、熱中症対策の小・中学校の体育館のエアコンの設置についてでございます。

現在、市内の小・中学校20校の体育館に空調設備は設置しておりません。一方で、ひかた椿小学校の体育館には、令和9年4月の開校に向けた大規模改造工事に併せて、空調設備を設置する予定でございます。

体育館は、児童・生徒が体育の授業やイベント、部活動で使用するほか、議員おっしゃいますように、災害時の地域住民の避難場所としての役割も担っておりまして、熱中症対策や防災機能強化の観点からも、空調設備の必要性は認識しております。

しかし、学校の体育館に設置するには、空調設備の設計や設置工事費用のほかに、受電設備の改修、ランニングコスト、断熱性を確保する工事の費用など多額の財政負担を生じることとなります。

このような中でありますが、中学校の体育館につきましては、部活動や今後の地域移行において地域コミュニティの中心として、また大会・イベントなどでも多くの活用が見込まれることから、先行して中学校へのエアコン設置に向けて検討しているところでございます。

また、小学校の体育館につきましても、財源や効率的な空調方法等について、県内外の自治体の事例を研究するとともに、学校再編の進捗状況を見極めながら、引き続き検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、質問事項の4、熱中症対策についての（1）市内で涼み処として利用できる施設は何か所あるかについてお答えいたします。

市内では、涼み処として、これまでの市役所本庁舎、飯岡福祉センター、海上公民館、いとおかユートピアセンター、ひかた市民センター、旭市総合体育館、おひさまテラスに加え、今年6月から新たに飯岡刑部岬展望館及び道の駅季楽里あさひの計9か所の公共施設を開放しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私のほうからは、4番、熱中症対策についての（2）公共施設に冷水対応の給水スポットを設置できないかのご質問ではありますが、お答えいたします。

現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな給水スポットを設置する予定はございません。しかし、給水スポットの役割の一つをマイボトルに給水することができる施設と

理解いたしますと、公共施設の職員に声をかけていただければ、千葉市などで実施している給水スポットと同様に、水道水の提供という形であれば対応は可能であります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

1点目の道路の安全対策について、本当にありがとうございます。来年度予定ということで、欄干の部分もということでございますね、こちらのほうも。よろしく願いいたします。

それで、（2）のほうに移ります。（2）の駒込橋の欄干の再質問のほうですけれども、駒込橋の護岸に長年、一度も草刈りがされていない箇所があり、今では大きな樹木になってしまっています。木の伐採と遊歩道の整備はできないか、質問いたします。

こんな感じで、もう本当にすごく、これ本当は護岸なんですけれども、樹木が大きくなってしまっているの、その辺の対応はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 駒込橋の護岸周辺の木々の伐採や遊歩道の整備についてですが、新川の管理は千葉県となります。現地を確認した上で、海匠土木事務所へ要望したいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひともよろしくお願いいたします。ずっともう何年も、記憶にないぐらい整備されておられませんので、以前、大昔はここ、歩道、歩くところだけは確保されていたんですけれども、今はもう入り込めない状況ですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の不妊治療についての（1）の再質問をさせていただきます。体外受精や顕微授精は、治療開始時に女性が40歳未満なら子ども1人につき6回まで、40歳以上43歳未満は月3回までが条件、男性側の年齢には年齢制限はない。事実婚のカップルも対象とありますが、実際、医療機関にかかった場合、治療費の支払い方法はどのようにするのか、質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） それでは、治療費の支払い方法についてご回答させていただきます。

不妊治療を受けた場合、不妊治療の保険適用分と先進医療に要した費用を、一旦医療機関の窓口で支払っていただきます。その後、先進医療に要した費用については、市に申請をしていただきまして、後日、指定された口座に振り込みをさせていただく償還払いの方法となります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。今後、償還払いから自己負担で済むようなやり方をお願いできれば、これは要望ですけれども、1回の金額がかなりのものですので、ぜひその辺はこれからの検討ということでよろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。3点目の性別を問わない中学校の制服についての再質問をさせていただきます。

千葉県八街市は今年度から、市内公立中学校の制服の機能性向上と生徒の多様性を尊重するため、制服をリニューアルし、性別を問わずスカートかスラックスを選択できるようになった。これまでの制服は、男子は詰め襟、女子はセーラー服、新制服は男女兼用のブレザータイプで、市内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒らを対象に実施したアンケートで決定された。ボタンやバッジには、市特産品のピーナツのイラストが取り入れられています。また、保護者の費用負担を軽くするため、これまでの制服よりも安く購入できる製造業者を選び、従来の制服代より1万円以上安くなった。市立八街北中学校では、生徒からスラックスがあつてよかったとの声をもらっていると話していた。

ぜひ旭市でも、制服の機能向上と生徒の多様性を尊重するため、性別を問わず制服が選択できるようにできないか、再度質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） ただいま回答しましたとおり、現在は各学校のほうで、多様性の尊重に対する対応としまして柔軟に対応しているところでございます。

今後につきましては、本市では学校再編の基本方針に基づきまして、中学校を3校に再編する計画で準備を進めているところでございます。統合に当たりましては、準備委員会において新たに制服を決定していくこととなりまして、再編のタイミングで、議員ご指摘の制服

の機能性や多様性の尊重を考慮した制服についても検討していくこととなります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、4点目の熱中症対策についての（1）の再質問をさせていただきます。

熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として、冷房の効いた施設を涼み処として開放して、夏の暑さから身を守るためにも市民が安心して気軽にご利用いただけるように、もっと分かりやすく、施設の入り口にのぼり旗を立てるとか工夫し、涼み処として利用しやすいような環境づくりを考えてはと思いますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 涼み処へののぼり旗等の設置につきましては、現在、涼み処として開放しているのは、市民の皆様が日常的にご利用いただいている市役所本庁舎などの公共施設でございます。そのため、のぼり旗等を設置して特別な場所とするよりも、ふだんどおり自然にご利用いただけることを大切にしたいと考えております。

涼み処につきましては、今後も市のホームページや広報等で、引き続き分かりやすく周知してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。なかなか、涼み処ってどこなのかしらと、お知らせはしても、どこなのかしらということで、実際そこが利用されていないケースが非常に昨年の場合も多かったのではないかと思いますので、その辺は、のぼり旗を一つ立てるだけでも本当に違いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、（2）の給水スポット、冷水対応というのは、またどうぞ検討していただければと思いますので、今後またぜひ検討していただければと思います。

それから、4点目の（3）のエアコンの設置でございますが、中学校を先行して今検討しているということで、実施方向でということでしょうかね。ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○副議長（片桐文夫） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇をお願いいたします。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員の松木源太郎です。2025年（令和7年）6月15日、旭市議会6月定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、第3期旭市総合戦略について質問いたします。まず、この第3期総合戦略の素案が、昨年9月に戦略骨子、12月に戦略素案として提示され、その骨子が説明されました。これはあくまでも素案であり、どのような事業が計画されているかは全く明らかにされませんでした。このことを、私は予算議会である3月議会で説明を求めましたが、これからの5年間にどのような事業を計画しているか、内容は全く示されませんでした。

（1）まず、不可解な3、基本目標の①から④について伺います。

①魅力ある雇用を創出し、安心して働ける生産人口比率の数値目標が、基準年で57.1%、目標年で55.7%について解説してください。

②結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりの中で、合計特殊出生率が基準年1.38、目標年で1.80、これはどういうことでしょうか。

③ひとの定着・還流・移住の流れ、人口の社会増減で、基準年△21人、目標年「増加」。

④平均自立期間、基準年齢、男性79.1歳、女性82.8歳、目標値「上昇」、これは何を表すのでしょうか。

（2）1、基本施策22の保健・医療の充実と基本施策23、地域福祉の充実について。市民の健康に関するニーズに応えるための相談体制の充実及び危機を迎えつつある介護保険の充実対策について、これはどのような対策が必要だと考えているのでしょうか。

②の2、基本施策23、地域福祉の充実、とりわけ社会福祉の充実が求められるが、具体的な対策が記されていない。生活保護利用者が、近隣の他の自治体と比して人口比率約半分から六、七割だが、実際に生保利用が必要な方が入居したり、世話を焼ける施設が市内にはない現状であります。今後、老齢年金の給付だけでは生活できない市民が増えると思われるが、その対策が全くないのであります。

（3）国土強靱化計画のうち、上下水道施設の長期間にわたる機能停止について、その対策を伺います。

上水道管の耐震とともに、干潟地域、飯岡地域、海上地域の水道等を利用して流下式水道に変更する計画を持つべきだと私は思います。現在の旧旭市の加圧式送水は、何十年かに一度移動して、全面取替えすることになるでしょう。自然流下式に変更すべきですが、この点は検討いたしましたか。

(4) 東海村の原子力発電所の災害対策について、その計画は大洗町との避難民を受け入れる協定を結んでいるのに、その計画が全く記載されていないのはなぜですか。

大きい2番目、旭市図書館、図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施について。

(1) 4月11日に公告した「旭市図書館 図書館情報システム再構築業務」について、その内容をお伺いいたします。

(2) プロポーザルの見積り限度額6,420万3,780円は、当初予算でどこまで計上されているのですか。

(3) 県立東部図書館の旭市への譲渡と関係があるのか。

東部図書館は、いつ頃旭市に所管が移るのか。移管に当たって、建物の修理はいつ始まるのか、お聞かせいただきたいと思います。

大きい3番目、二つあります。

旭市の職員の労働環境並びに労働条件についてお伺いいたします。

(1) ハラスメント対策は現在どのようになっておりますか。令和5年6月議会でもって、私はこの点についてかなり聞きましたけれども、その後の経過についてお聞かせいただきたい。

(2) 会計年度任用職員の労働条件はどのようになっているか。3月末に任期が来たといっって契約を解除された職員がいますけれども、この方の解任の形は非常に不自然であります。この点についての市当局のお考えと対応をお聞かせいただきたい。

以上、再質問は質問席で行います。

○副議長（片桐文夫） 最初に、松木議員、大きな2番の(2)プロポーザルの見積り限度額についてなんですけれども、金額のほうは6,420万6,780円で間違いはないですよ。

○20番（松木源太郎） 6,420万3,780円。

○副議長（片桐文夫） 報告を受けているのは6,420万6,780円、それで大丈夫ですか。

○20番（松木源太郎） あ、ごめん。6,420万3,780円です。

○副議長（片桐文夫） 6,000ではなく3,000ですね。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○副議長（片桐文夫） 会議を再開します。

大きな2番の（2）ですけれども、プロポーザルの見積り限度額は6,420万6,780円に変更になりますので、よろしくお願ひいたします。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、私のほうからは、大きな1項目め、第3期旭市総合戦略について、四つの基本目標についてそれぞれの数値目標の根拠ということでご回答申し上げます。

まず1点目、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりでは、令和11年度の生産年齢人口比率の目標値を55.7%以上としております。こちらは、基準値であります令和5年度の生産年齢人口比率57.1%から、今後の出生や人口移動の見込みから、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所、通称、社人研、こちらが推計した令和12年時点での数値が55.7%でありますので、計画年度1年後の数値になりますけれども、それを上回りたいという考えに基づき設定をした率になります。

2点目の結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり、こちらの令和11年の合計特殊出生率の目標値を1.80とした理由ですけれども、令和5年度が1.38から、政府が目指す国民希望出生率、こちらが1.80となっておりますので、この1.80を目指すとともに、第3期総合戦略では将来人口の目標を短期目標と長期の目標ということで二つ掲げておりますけれども、短期目標、これが令和12年（2030年）で6万人を目指しております。この6万人を目指すために合計特殊出生率1.80ということで目標値としたものでございます。

③のひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり、こちらの令和11年の社会増減の目標値を「増加」とした理由ですけれども、本市の社会増減は、令和5年は転出超過のマイナスであったものの、近年の推移では、近隣市に比べて転出超過の差

は大きくなく、今後もそうした傾向を維持していくことが基本目標2と同様に将来人口目標の達成に不可欠であるということを考慮したもので、「増加」としたものでございます。

四つ目、将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりでは、令和11年度の平均自立期間の目標値を「上昇」としております。これは、令和5年度の本市の平均自立期間が、全国平均ですと男性が80歳、女性が84.3歳、本市は全国平均よりはちょっと下回っているという状況でございますので、今後の取り組み次第では全国平均といえますか、これを、数値を伸ばすことが可能であるということの考え方により、目標値を「上昇」としたものでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、質問事項1の（2）基本施策22、保健・医療の充実について、相談体制の充実、総合的な支援についてどのような対策が必要かということで、病気予防の観点から現在の取り組み状況についてお答えいたします。

健康に関する相談につきましては、市のホームページや毎月の広報紙の相談室ページにおいて、各種相談窓口と併せて市民健康相談として健康づくり課をご紹介し、市民の皆様が気軽に相談できるよう周知を図るとともに、窓口や電話での対応を行っております。

また、各種健診の会場や健康教室、健診後の訪問などの機会を活用して相談を受け付け、市民の皆様の健康づくりの推進に努めております。

なお、健康づくり課では、主に健康に関するご相談を受け付けておりますが、相談者の身体的、精神的、経済的な状況に応じて、関係する各課と連携しながら対応しております。

今後も、関係機関及び関係各課との連携を一層強化し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、大きな1の（2）基本施策23、地域福祉の充実についてお答えいたします。

特に社会福祉についてということでご質問いただいております。

総合戦略の132ページになるんですけども、被保護者就労支援事業、それから生活困窮者自立支援事業の2事業は、生活困窮者の自立支援に取り組む中心的な事業としての位置づけで、本計画に掲載したものでございます。

生活困窮支援の必要性は増加しまして、個々に多種多様化しているのが現状で、ここに記載はございませんが、適切な生活保護制度の活用をはじめ、地域の民生委員や社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関、市関係各課とも連携を密にして、問題の解決に取り組んでおります。

それから、施設というお話で、例えば障害者施設、それから高齢者施設とかがあるんですけども、その施設以外に本市にないというところで、議員おっしゃるとおりなんですけれども、住まいや身を寄せるところがない生計困窮者を対象としまして、無料または低額な料金を簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他施設を利用するための無料低額宿泊所という施設がございます。

現在、ちょっと重複してすみません。本市に施設はございませんが、県内では40か所ほど宿泊所があり、多くは県北西部に所在しています。経営主体はNPO法人や一般社団法人など民間が多い状況で、入所している方の多くが生活保護制度を利用しながら自立を目指して生活しています。

対象となる人数の関係もあり、県への届出なども必要で、本市において直ちに設置や民間団体を誘致するという難しい面もございますので、これについては今後課題としていきたいということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、上下水道課から、上水道施設の旭配水場について、自然流下方式について検討したのかということですので、ご回答申し上げます。

旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画の検討の中で、耐震化等の理由から更新優先度の高い旭配水場のポンプ施設につきましては、早期に実施、改修する必要がありますので、既設配水池等を利用できる加圧方式で行うこととしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課から、まず1の（4）についてお答えいたします。

国土強靱化計画の中に東海村の協定の内容が入っていないのはなぜかというご質問であります。

東海村の原子力発電所の災害に対応する計画につきましては、こちらの国土強靱化地域計画には掲載しておりませんが、旭市地域防災計画に掲載をしております、この地域防災計

画には茨城県大洗町との協定や広域避難者の受入れについて掲載をしております。

掲載している広域避難者の受入れについては、その根拠法令が災害対策基本法に基づき行われるものでありまして、国土強靱化地域計画の根拠法令は国土強靱化基本法であり、地域防災計画の根拠法令が災害対策基本法であることから、地域防災計画に掲載をしているものでございます。

続きまして、大きな3項目め、旭市の職員の労働環境並びに労働条件についてお答えいたします。

まず、(1)のハラスメント対策につきましては、毎年、職層を変えてハラスメント防止研修を開催するほか、東総地区広域市町村圏事務組合などが開催するハラスメント防止研修にも職員を参加させることによりまして、ハラスメントによる様々なリスクの再認識を促し、ハラスメントの未然防止を図っているところでございます。

また、ハラスメント防止に関する資料などを職員に周知することで、ハラスメントに対する共通認識を深めるほか、ハラスメントが疑われるような場合の相談窓口の紹介などを必要に応じて行っております。

ハラスメントが疑われる事案が発生した場合におきましては、旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程に基づきまして、被害者の所属によって決められた相談員による初期相談を実施した後に、被害者本人や行為者及び周囲の職員などにヒアリングを行い、ハラスメントの事実が確認された場合には相談員からハラスメント対策委員会に報告するといった流れになっております。

続きまして、3項目めの(2)会計年度任用職員の労働条件ということで、3月末に任期満了で契約解除された、いわゆる雇い止めされたのではないかとというご質問でございます。

会計年度任用職員につきましては、地方公務員法においては、会計年度任用職員の任用期間は1会計年度内と定められており、継続雇用を保障するような既得権が発生するものではないかとご質問でございます。しかしながら、会計年度任用職員も常勤職員と同様に人事考課の対象となりますので、その任期ごとに適切な能力実証を行い、再度の任用が適切と判断された場合には継続して任用されることとなります。

また、複数回にわたって同一の職員を同一の職務に再度の任用をしている場合、何の予告もなく再度任用しないことは、当該会計年度任用職員に多大な影響を及ぼすことが想定されますので、事前に十分な説明を行うことや、状況に応じて、ほかの応募可能な職を紹介するなどといった配慮をしております。

このようなことから、本人が再度の任用を希望し、かつ勤務成績が良好である場合には、一方的に、いわゆる雇い止めを行うことはしていません。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 私のほうからは、大きな2番、旭市図書館、図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施について、（1）から（3）まで回答させていただきます。

まず、（1）の4月11日に公示したというところであります。今回の案件ですが、現行の図書館情報システムの賃貸借及び保守契約が今年度終了することに伴い、新たなシステム構築業務を委託するものです。具体的には、システムの開発、機器の賃貸借及び保守、図書館ホームページの構築等となっております。新システムでは、統計機能及びレファレンス管理機能の充実も図りたいと考えております。

続きまして、（2）のプロポーザルの見積り限度額の件であります。6,420万6,780円は、契約期間5か年、60か月の総額となっております。

システム稼働が令和8年3月を予定しておりますので、今年度の予算計上は1か月分でありまして、教育費、図書館費の中で委託料と使用料及び賃借料に計上させていただいております。

項目が3項目に分かれまして、参考的に1か月分の単価としましては107万113円となっております。

続きまして、（3）県立東部図書館の旭市への移譲と関係があるのかというところであります。今回の図書館情報システム再構築業務の公募型プロポーザルの実施については、県立東部図書館の移譲とは関係はありません。

県立東部図書館の旭市への移譲については、今後、県が東部図書館整備計画を策定する予定となっております。老朽化に伴う改修箇所の洗い出しを行い、今年度中に計画を策定する予定と聞いております。その後、改修工事が予定されるということになるかと思っております。

図書館はいつ頃移譲かという話になりますが、新県立図書館が11年の開館予定となっておりますので、その後、改修工事後に旭市への移譲となるのかなと思っております。

本市におきまして、移譲に伴い、図書館の新たな運営体制を検討する必要がありますので、昨年度から旭市図書館改修業務プロジェクトチームを立ち上げまして、移譲後の図書館経営に関する検討を進めているところであります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1番目のところから再質問させていただきます。

まず、43ページから45ページの基本目標というところで、なぜこの項目が取り上げられたのか、大変不思議です。全体的な基本目標というのであれば別なところにあるはずなんですけれども、ここで取り上げられているのは、1番目が魅力ある雇用の創出、2番目が結婚・出産、3番目がひとの定着、4番目、将来にわたって元気な地域づくりという項目で、この数字がなぜ出てきたのかということなんです。

まず、最初の目標の方向性、目標達成のための評価、これは生産年齢人口の方々のパーセント、どうしてこういう数字でもって表せば、そういうまちづくりが、市づくりができるのかということの根本について、こういう数字で本当に表せるのかということです。

2番目の人口の問題にしてもそうです。合計特殊出生率が1.38、急に上がりましたよね、1.14から。それを可として、1.80というのは大変高い数字ですよ。つまり、そういうことを本当に目指そうとしているんですか。そうしたら、異常なことを行わなければこの戦略というのは成り立たないんですよ。なぜ突然こういう数字が出てきたのか。

私たちに説明した9月のときには、ここには目標値は入っていませんでした。12月に入りました。一番驚いたのは1.80が入ったことです。今、次のその次の年、つまり令和11年度、それのところではなくて、その次のやつが出てきていますけれども、下がっているでしょう。だから、何でこんな戦略、数字が出てくるのか不思議でしょうがないんですよ。

それから、3番目は人口の社会増減、2年から5年で21人減ったと。じゃ、これをプラスにしていく。このプラスにするための施策は何をやるんですか。

4番目、将来にわたって元気な地域をつくる。基準年齢が79歳、82歳、5年度。平均自立期間がこうなっているよと。私は「上昇」というからどこまで上昇するのかと、今お話を聞いたならば80歳とか84歳だ。

だから、まず基本的にこの戦略の立て方というものがおかしいのではないかと思うんですけれども、つくっている中心の市長をはじめ副市長、市の責任者としてどう考えますか。ご回答いただきたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） それでは、質問、順次お答えしたいと思います。

まず、基本目標、この四つがあるのは考え方がというところがありました。

この基本目標の考え方ですが、まず、これは国のほうでも総合戦略を策定しております。その基本的な考え方として、四つの基本目標、これは国のほうでもこういった形で立てております。

この基本目標につきましては、旭市の場合、将来都市像「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上〜」、この都市を目指すために何をやっていったらいいかというのはこの四つの基本目標になっております。

その上には、将来人口として、短期人口としては6万人、長期目標としては4万8,000人、この実現を目指すためにこれらの目標を掲げております。

この四つの目標を掲げておまして、先ほど個別の中で、まず、①魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりの中で、なぜ生産年齢人口比率が必要なのかという考え方になりますが、まず一つ目の目標は、魅力ある雇用を創出して安心して働けるまちづくりになりますということで、ここには安心して働けるまちづくりでありますので、生産年齢人口、働ける人口の数が、ここが高くなればそれだけ働く人が増えているだろうということで目標の数値としております。

②結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりの数値目標として合計特殊出生率がある、これはなぜかということでありました。

確かに目標としては1.80、高い目標になっておりますが、先ほど企画政策課長もありましたが、人口維持をしていくためには1.8という数字が必要だということは、これは国のほうで示されております。ですので、ここは目標としては高い数字になっておりますが、そこを目指すということでこの数値となっております。

合計特殊出生率がなぜ必要かということですが、これは目標の中で出産の希望がかなうという部分がありますので、そういったところから、合計特殊出生率が上がれば子どもの出生数も増えるということは、そこの結婚・出産・子育ての希望がかなう、それがあから出生率が上がるのではないかとということで、数値目標の一つとして捉えております。

③ひとの定着・還流・移住の流れをつくりの部分になります。これはなぜ人口の社会増減なのかということですが、ここはひとの定着・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくりということで、まず、人に来てもらって定着をしてもらいたいということで、社会増減がプラスであれば、そこには人が定着をしているという考えで、数値目標で捉えております。

あと、④で将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの数値目標が平均自立期間ということでありまして、これが基準値に対して「上昇」ということでありました。

これにつきましても、先ほど企画政策課長からありましたが、基準値、実際の旭市の数値が国の平均よりも低い数値でありました。ですので、じゃ、何歳って細かく数字でやりますと、ここはちょっと根拠がありませんので、ここは男女合わせて「上昇」ということで目標を設定しております。

それで、この四つの目標を実現するために、では、何をやるのだというお話がありました。総合戦略の全体計画としましては、基本目標、この基本目標を実現するために重点プロジェクトということで、基本目標四つに対して、それぞれそれに対応する重点プロジェクトを四つつくって重点的に進めていくプロジェクト、また、それを補完するものとして基本施策ということで全体的に総合戦略の形となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 当時担当した副市長のお考えは分かりましたけれども。

それでは、お聞きいたしますけれども、旭市総合戦略推進委員会というのがありますね。ここは何回開催されて、賛否を問いましたね。この問題についてはどんな意見が出て、どういことが議論されたんですか。総合戦略をつくる時の一番肝腎なところなんですよ、今、副市長も述べられたようにね。旭市をこれからどうするかという根本は、人口も増えてもらいたい、それから事業もうまくいくように、市政もちゃんともっと充実していきたい、そういうことを求めてこれをつくるわけです。

私は3月のときに議論しました。これが何で予算の議会、初年度の議会の前に私どもの手元に入らないのか。そうしたら、9月と12月に説明してあるじゃないですか。その説明というのは途中までなんですよね。各事業については全くのあれには載っていませんよね、説明資料。

だから、そういうことで、このやつが初年度から議論の、もうこれについて予算がついているのに、初年度から分からないまま。いいですか。令和7年度の予算議論を我々はせざるを得なかったので、私は3月議会でもって議論させてもらったんです。今回は物が来ましたから、よく見て問題のあるところ何点かを議論したいと思って質問しました。どうなんですか。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） まず最初に、総合戦略推進委員会の開催回数ということでございました。すみません、これにつきましては、今、詳しい資料が手持ちでありませんので、回数については後ほど回答させていただきます。

ただ、どんな意見があったのかという部分につきましては、この総合戦略推進委員会の委員につきましては、それぞれのいろんな分野、生産分野であったり金融機関であったり、そういったいろんな分野から出てきていただいています。生産分野では農業代表の方もいらっしゃいますし、介護分野の方もいらっしゃいます。そういった方が得意な分野について、市の考えている中、まちづくりをやっていく中で、現状ではどんな課題があるとか、こうやったほうがいいですよというような意見は伺っております。会議の内容につきましては、そういった話になります。

すみません。回数については、また後で回答させていただきます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） これが2回目ね。

基本目標の……

○副議長（片桐文夫） 松木議員、4回目になります。

○20番（松木源太郎） 4回目になるの。まあいいや、4回でも何でも。1回目の4回目でしょう。

○副議長（片桐文夫） そうですね。（1）の4回目です。

○20番（松木源太郎） このことは、いいですか、私どもにくれた9月のときは、右側の項目が入っていなかった。目標値が入っていなかった。12月に入りました。私たちは、これ頂いてありませんから、これの何ページですか、せいぜいここまでですよ、ここまで。これだけを見せてもらったんです、これだけ。こっちは、私たち全く見ていません。そうですよね。ですから、具体的なことがこちらに書いてあるのを見せないまま新しい予算をつくる乗りで使われたから、3月に議論をせざるを得なかったんです。

それでもって聞きますけれども、賛否を採ったんでしょう。賛否を採って、賛成でもって通ったから出してきたんでしょう。だから、十分議論されているということを言いますけれども、本当なんですか。私、そう思いますよ、私らが見て。だって、こっちの個々の事業の

ことは全く私らには知らせない、これこっちまでやったんでしょけれどもね。これだけのものを短期間でもって、全員賛成ってなっているんですよ、議事録はね。そこのところが問題なんですよ。それと、もっと我々の意見を聞くのではなくて、議員に対しては報告しますよと。10月2日には、もう次年度の予算はできていましたから、こういう答弁までしているんですよ、3月議会では。全くあきれた計画のつくり方、予算のつくり方です。そのことを申し上げて、この項目については終わります。

○副議長（片桐文夫） 一般質問は途中ですが、午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 9分

再開 午後 3時20分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の一般質問を行います。

副市長。

○副市長（柴 栄男） すみません。先ほどの答弁漏れの件ですが、第3期総合戦略策定に当たって、旭総合戦略推進委員会、何回開催したかということでございました。

推進委員会につきましては、第3期総合戦略策定に当たりまして、まず令和5年度の7月から始めておりまして、令和5年度に3回、それと令和6年度に2回、合計5回の開催であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 先ほどの副市長のご答弁については、32ページに将来人口のところでもって、なぜ1.80にしたかというのは書いてあります。

それは、将来の人口をどう見るかという、このページは全部そのことで使われているわけですけども、ただこれをそのまま使っていないか。つまり、ここに書かれている、市を挙げて目指す将来人口のチャレンジ目標、短期目標、令和12年（2030年）6万人、長期目標、令和42年（2060年）4万8,000人。ここで、令和12年（2030年）に国民希望出生率の1.80、その後、令和42年（2060年）まで持続すると書いてある。ここが根拠なんですね。それはもう私、百も承知。

ただ、こういうような書き方をして、本当にこういう市の計画というのはそれで通るものかということなんです。それが委員会で本当に議論しているのであれば、私、いいですけども、皆さん、見過ごしているんだと思うんですよ。そういうところを私は気にしているわけです。

次のところに行きます。保健のところの問題です。

保健事業について、なぜ私が保健のところを取り上げたかということ、保健の問題については、保健そのものの問題についてはそんなに問題はないんですけども、保健と一緒に福祉のところなんです。

これは私、3月議会でもって、いろんな事情があって生保になれない人の話をしましたですね、質問が。そのときに一番気になったのは、旭市ではそういう状態の人を、社会福祉では、住むところさえあれば、この人はすぐにでも生保にかけられる状態だといっても、そういうところに、じゃ、市営住宅に入れないかなといったらば、滞納があってそういう人は入れない。お金を借りて社会福祉協議会に行ったらば、いろいろ調べて3時間かかりましたよ。あなたはこういう事情だから10万円も、そんなにも貸せないし、あなたには貸せないんだと。無利子のお金はね。そういう方が、じゃ、身を置くところさえあれば生活保護にできるんですよ。

そういうことになった、どうしたらいいかという問題の一つが、先ほど社会福祉課長がご答弁になった、他の自治体にはある、そういう方をすぐにでも引き取って生活できるようにお手伝いするという施設が旭市にはないんです。だから、隣に行けばある、銚子市に行けばある、香取市に行けばある。そこへ連れて行ったら、向こうの住民になってしまうでしょう。そういうところに目をつけて、ちゃんとそういう方たちを救う施策を出していないという。

もう一つは何かといったらば、旭市は、1000分の10とか12パーミルって言いますが、でも、の方々が大体生保家庭があるんだけど、旭市は6.5パーミルなんです、半分なんです。なぜそうなんだろう。旭市の6万数千人の方々は、そんなに生活保護世帯を出さないほど収入が豊かなのか、私はそうではないと思うんです。今、全国的に生活保護世帯上がっています。そういう中でもって救えていないところがあるのではないかということを考えると、そういう施設が必要だと、そういうことなんです。ですから、そういうことでもって、私はこの質問をしたわけです。ご回答は結構です。

そして、水道の問題については、今回、圧送場を建て替えるために事務所を移転して、そ

れでもって地下貯水槽はそのままだけれども、大工事をやるわけでしょう。今まで、飯岡から下りてくる管を太くして、少しそういう圧縮した水ではなくてもいいということ、少なくともいこうということは考えてくれた。ですから、そういう長期的な計画を持ってもらいたいです。

なぜこんなことを言っているかという、今の圧送式の施設を造って、次の年に大停電があって、水が幾日も止まった経験を私自身は持っているから、そのときに、前にもお話ししましたけれども、水道塔を造ればいいんだということで、春日部市まで見に行ったというお話をしたでしょう。それで、もっと長期的な旭市の、こうしたらいいんだというものをつくっていただきたいということで、その点についてお話し申し上げました。

それから、大洗町の問題は、担当の方に言われて、確かに新しいぼんとつくられたものでは、大洗町に関係することは入っています。ですけれども、本来はそういう問題が旭市のところにあるんだということ、原子力発電所の問題ね。稼働するかもしれない。そういうことで、私は今回この問題を入れたわけです。ご回答は結構です。皆さん方考えてくれてご回答いただきましたので、ありがとうございます。

次の図書館の問題に移ります。私、図書館の問題については、全部ホームページからやって読みました。なかなかいいことをやるなと思ったんですが、ここで一つ不安が出てきたわけです。これを延長したらば、図書館業務を外注するのではないかという不安を持ったので質問したわけです。それはありませんね、市長。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） すみません。最初に、先ほどの回答の訂正をさせていただきたいと思えます。

策定委員会の回数なんですけれども、すみません、総計の5回は5回でよかったんですけれども、各年度ですが、令和5年度が1回、令和6年度が4回、すみません、これの合計5回となります。失礼しました。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 先ほど1回目の回答の中でちょっと訂正がありましたので、すみません、よろしくお願ひしたいと思えます。

大きな2番の（3）で、旭図書館への移譲と関係があるかの中で、私、「旭市図書館改修事業プロジェクトチーム」というところを、「事業」を「業務」と言ってしまうので、

訂正をお願いしたいと思います。

あともう一点なんですが、その後「移譲後の図書館運営に関する検討を進めて」というところで、「運営」を「経営」と言ってしまいましたので訂正をさせていただければと思います。

あと、今、外注なのかというお話があったと思います。外注ではなく自前でやる事業となっております。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） このシステムの詳しい内容をぜひご説明しておいていただきたいと思うんですけども、プロポーザルで中身をよく見ると、公民館にある図書室とか、それから学校の図書までつなぐような形になっているんですけども、今でもつながっているんですか。それとも、これを機会にそういう形にするんですか。

それともう一つは、先ほどの話ですと、図書館の県からの移譲というのは11年頃になるだろうという予想ですよ、今でもね。そうすると、大体今回の事業というか、これが始まって、来年1月からなり4月からなり3月からなり始まって、それでもって一段落して落ち着いた頃に県立図書館の建物が旭市に移管されるということになるわけですね。

そういうときにはどのような考え、つまりあれだけの書庫があつてのところにたった10万冊では困るんですよ。我々はもっといい図書館が欲しいと思っているんですけども、それは望みですけども、どのような形のものを中心に考えているか。建物は完全に雨漏りしないでもって渡すでしょうけれども、中身をどうするんですかということなんですね。ですから、11年の最初までは今のこれを使って、小・中学校と、それから出先と充実していく。

もう一つは、旭市は年間の図書購入費800万円ですよ。それで、千葉県のこの地域を調べたら、一番多いのが成田市でもって1,600万円ぐらいかな。大体1,000万円台なんですよ。それで、持っている冊数は、成田市50万冊、大体ほかのところは30万冊持っているんですね。旭市は10万冊。借りる回数が少ないと、この中にもありますね、調査も。ですから、そういうことも含めても、もう少し入れ物が大きくなったら、それなりの図書館にしたいと思うんですけども、そんな考えはありますか。このあれには出てきていないので、市長でも教育長でも結構ですから、ご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 私のほうから、すみません。内容がちょっと多岐にわたって
おりましたので、抜けたら申し訳ございません。

プロポーザルの期間なんです、こちらが令和8年3月から令和13年2月となっております、5年間です。ですので、結果的に図書館が移譲されるであろう頃の時期と重なるの
かなとは思っております。

それと、先ほどシステムの連携の関係なんです、学校、あと公民館等にある図書室と連
携ということになっておりますが、現在、図書館と、外になります公民館の図書室等はつな
がっておるんですが、学校とのつながりというのは今後の課題だと思っております。現在は
図書室と本庁の図書館がつながっているという状況になっております。

それと、あと予算の関係なんですけれども、先ほど800万円ほどということだったと思
うんですが、今年度予算としましては700万円の図書購入費となっております。

あと、図書館の中身ですが、先ほど一部訂正させていただいたんですが、プロジェクトチ
ームをつくっております、昨年度から。その中で、旭市図書館としてはどういう図書館がよ
りよい図書館になるのかというところで、チームをつくって今検討をさせていただいている
状況にあります。

あと、冊数の問題ですが、現在、ご指摘のとおり、旭市では10万冊ちょいの冊数となっ
ております。今後は、大きな箱になりますので、もちろん図書の冊数は増えていくのかなと思
うんですけれども、中身についてはちょっと今検討をしている段階であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 分かりました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、次にいきます。3番目は、職員の労働環境並びに労働条件についてです。

まず、労働環境の問題からいきたいと思います。私は、令和5年6月議会でもってハラス
メント問題を質疑しました。そのときは、保育所……

○議長（飯嶋正利） 松木議員、これ2番のほうへいってしまいますか。（2）に。

○20番（松木源太郎） 3番の1です。

そのときは、私がまだ議員になる前から、ハラスメント問題でもって一般労働組合の方が
あって、それでこういうのでお手伝いしてくれないかということで調べ始めました。それか
らもう1年数か月たって、ハラスメント問題について、現在、旭市がどのようなことをやっ
ているかということを知りたいと思って質問しました。

今なぜハラスメントかと言ったら、結局、過去にご存じのようにハラスメント事件があり、それから千葉日報にも載っかるようなハラスメント事件があったわけですね。それでもって、前の議員が何人かがかなり質問して、それで旭市においてはハラスメントの防止等に関する規程というものをつくっているわけですね。

現在、そういう状態についてはどんな教育をしているのかということで先ほどお話がありました。しかし、本当にそれがやられているのかどうかということを知りたいんです。

最近、聞くところによると、そのようなことがあったというのをちらっと聞いたものから、そのときに大事なことは、あのときも言いましたけれども、ハラスメントというのは、とても難しい問題が一つあるんですね。それは、今まで旭市がやっていたのは、弁護士とか、それから同僚から聞いて、あれはそうじゃないよと言ったからそうじゃないという結論を出して、当時の労働組合の幹部から聞きましたけれども、議事録を見たら、5分ぐらいでもって結論を出してしまったよと私のところに報告がありました。そういうような形ではなくて、本当に調べてやらなければいけないのに、どうしてそういうことになるのかなというふうに思って疑問を持っていたわけです。

現在、ハラスメントは起こっていませんよね。それでもって、それだけの対策をつくっておりますか。特に起こりそうな子育て支援課、教育委員会、消防本部、ここからちゃんと担当者が2人ずつ委員として出て、ハラスメント対策の委員会には副市長が委員長でもって、教育長、総務課長、秘書広報課長が委員としてやっているわけですがけれども、そのこのところを今の現状について担当課から報告していただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ハラスメント対策につきましては、先ほど議員おっしゃった旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、こちらの規程に基づき対策を行っているところでございます。

先ほど申しあげました研修の中でも様々なハラスメントに対する知識を深めていただいて、ハラスメントをしないための意識の醸成、職員の皆が気持ちよく仕事ができる環境づくりに努めているところでございます。

それと、先ほど子育て支援課や教育委員会、消防といったお話がありましたが、そちらのほうには市のほうで相談員を配置しております。相談員のほうは、それぞれ所属のほうで、その所属の例えば教育委員会であれば教育総務課の相談員に直接相談していただいてもよろ

しいですし、市の総務課のほうへ直接相談をしていただいてもいいような状態になっております。その際には、やはり相談員に留意していただくことをこちらのほうからお伝えしております。それについては、まず一番は相談者の主張に真摯に耳を傾けて丁寧に話を聞く、それが一番であると思っております。相談者のほうも心身的に故障しているときにうまく話せないとか、そういったこともあろうかと思えます。そういったときに、心理的な影響から話を丁寧に聞くということが一番重要なことと思っております。そこで事実関係を把握して、その事実関係に基づいて、例えば第三者から話を聞くとか、あるいは行為者と思われる方から話を聞くとか、そういったことを丁寧にしているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこで提案したいんですけれども、ちょうどいいときにいい新聞が手に入りまして、これは6月8日の千葉日報です。県でもって職員調査をしたそうです。ハラスメントを受けたというのが21.7%だそうです。分からないようでもですね、これ千葉日報のちゃんとした6月8日の記事ですから、皆さん見ていただきたいと思うんです。

それで、調査したほうでもびっくりしたそうです。つまり、ハラスメントというのは、行っている方はハラスメントだと思わないんですよ。ところが、受けた人は物すごいショックでもって職場にも出ていかれなくなるんですね。

5年のときの私の質問に対して担当者の方は、ずっと1年近く休んでいる方が、六百七、八十人いる正規の職員の中で5人いらっしゃるということを答弁していました。その方がそうだと思いますけれども、いろんな事情でね。

21.7%ですよ。これがどのぐらいの数がいるかということ、約1万人前後の調査したんですね、県は。ですから、意外とそういう問題が起こるんです。これがいい職場か悪い職場か、本当に自治体がいい自治体を行っているかということになるので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、最後に会計年度職員の解雇と言わないんですね、これが。任期満了による退職というのになってしまった方なんですね。この方は、2月初めにコロナにかかって5日間休みました。それで治ったので出勤したらば、これが2月の初めですけれども、出勤して1週間後に肺炎を起こして、即入院をして、23日間休みました。有給を取得していましたが、取れなくて欠勤になって、3月21日に退院して出ていったらば、もう来なくていいよと言われたと。離職書を書かれて、はい、これでおしまいとなった。

先ほどご答弁ありましたけれども、会計年度任用職員というのは、ご存じのように、2020

年から、だから令和2年ですね、国の新しい制度としてできた。再任用する5年の年金もらうまでの期間、この再任用する方も含めて会計年度職員として、先日調べてもらったば、約670人いる中で四百数十人、ここには正確な数がありますけれども、464人が旭市の場合には会計年度職員ですね。

こういう方たちは、総務省がこの制度をつくったときには、毎年、首を切っていいんだって言ったけれども、それが3年間は駄目よ。今では、5年間は駄目よ。去年、変わりました。つまり、この問題は、要するに公務員であるけれども、昔は臨時雇いということになったんだけれども、臨時雇いといっても、特別の臨時雇いもいるし普通のあれもあるんですけども、そういう方たちを公務員として認めて、それから年度末のボーナスも出すとか、そういう制度に変わってきたんですけども、ところが、ユーチューブを見ると、すごいんです。全国の自治体でもって、この問題が今取り上げられているんです。なぜかといったらば、3年で切ったらば大問題になってしまって、名古屋市なんかは千何百人を一斉に首を切ってしまったわけですね、ある職種を。

そういうようなことが今起こって、公務員の制度の中では、この会計年度職員問題というのは、これから大問題になるわけです。そういう中でもって、なぜ今年そういう形でもってその方がなったのか。ぜひ担当課からもっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議員おっしゃったその職員の事案につきましては、先ほど2月にコロナにかかって入院されたというお話がありましたが、入院されるよりも前の本年1月に本人から、もう年齢的なものもあるので継続しない旨の申出を受けておりました。その申出を受けておりましたので、令和6年度の任期満了をもって退職となったものでございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 本人はそうは言っておりませんでした。1月に、私はもう辞めると言わなかったそうですね、辞めるとは言っていないそうです。そういう方を、これだけの期間休んだからって、任用終了、離職書を市長名で出して済ましてしまうということはありません。

今ね、この間調べてもらったら、ありがとうございます。会計年度任用職員というのは旭市に464人いるんですよ。それで、675人ですか、今ちょっと私忘れちゃったけれども、正規職員が。それ以外に464人がいて、それで再任用の会計年度職員が27人いらっしゃる。ですか

ら、膨大な人数。これ統計だけ見ると、800人いた職員が600人になって少なくなっているんですよ、旭市は、合併したときにはね。

ところが、今どこの自治体でも、例えば放課後児童クラブの方が163人、会計年度職員ですね。この方たちは、いつ首を切られても構わないわけなんだ、今は。それで、この方たちは労働基準監督署でもって救えないんです、公務員だから。民間だったら、監督署に行けばそれなりの手を打ってくれるんですけども、何人も行ったそうですよ。私、何人か聞きました。あなた方は公務員ですから、労基署では扱えないんですよと。弁護士に相談して裁判やりなさいと、こういうしかないんです。

だからね、日本の中で本当にこんなに矛盾した人の雇い方を公共団体がやっているということが問題なんですね。その典型的な首の切り方を旭市はやってしまったんですよ。どうしてくれますか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほど議員おっしゃった会計年度任用職員464人、これは人数的には464人今現在でおりますが、これは短期間の業務に従事する職員とか、あるいは週1回、あるいは半日勤務などの職員も含めた人数であります。

放課後児童クラブで163人とおっしゃいましたが、こちらは教育総務課での会計年度任用職員が163人でありまして、放課後児童クラブは八十数名だったと記憶しております。そのほかに教諭補助員や学校図書館司書、あるいはスクールカウンセラーなど、そういったいろいろな職員で合計の人数でございます。

市における公務の運営としては、原則としては任期の定めない正規職員、こちらが行うことを前提としておりますが、現在市の業務が多岐にわたって、また複雑化する中で、そういった会計年度任用職員の存在は必要不可欠であることは認識しているところでございます。

今回の先ほど議員おっしゃった職員の方もそうなんですけれども、会計年度任用職員においては、今の制度上、継続雇用が保障されているものではございません。毎年、本人の継続に対する意向を確認しているところでございます。そういった中で、今回は任期満了をもって退職となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこが問題なんですよ。本人辞めるって言っていないのにね、辞め

させたんですよ。それは、総務課直属ではなくて事業課の中の方でしたけれどもね。

だから、そういうことが起こるような人の使い方をしてはいけないということなんです。これはしみじみ考えてください、市長を含めて。

私は、一度戻して、その方が辞めると言うまで雇わせるのが適切だと思います。失業保険を取ってしまったかもしれませんが、そうした場合にどうするかという問題も、また法的に解決する部分はあるでしょう。弁護士をつけようと思ったけれども、そんなにお金ないというから、私は弁護やめました。お金がない人がやれないですから。

そういうことで、こういう人の雇い方、国が進めているんだからやるなどとは言いません。しかし、それなりの、つまり今年の3月議会でも出ましたよね。いわゆる手当が一つつきましたね、会計年度職員の方に、3月議会でも出ましたよね。それから、今はボーナスもありますよね。そういうふうに改善してくれたから、だんだんできてきているんですよ。本当に名古屋では1,000人単位の保母さんを辞めさせたんですよ。大問題になってしまったんですね。

そういうような人の使い方をぜひしないでいただきたいと思っております。これご回答要りません。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分